

# 琴浦町下水道事業経営戦略

令和4年度～令和13年度



# 目次

## 第1章 総論

1. 策定の経緯と趣旨	1
2. 経営戦略の位置づけ	2
3. 計画期間	2

## 第2章 経営戦略

1. 琴浦町の下水道事業の概要	3
2. 下水道事業の現状と課題	7
3. 現状の経営分析	15
4. 下水道事業の効率化に関する検討	21
5. 琴浦町の課題と対応方針	28
6. 経営の基本方針	28
7. 投資・財政計画（収支計画）	29
8. 投資・財政計画に未反映の取り組みや今後の検討予定について	36

## 第3章 フォローアップ

1. 経営戦略の進捗管理	38
2. 重要業務指標（KPI指標）の設定とモニタリング	38

## 第4章 用語集

用語集	39
-----	----



# 第1章 総論

# 第1章 総論

## 1. 策定の経緯と趣旨

下水道事業は、資産の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増してきています。下水道は、住民の日常生活に欠くことのできないものであり、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が重要です。

琴浦町の下水道は、公共下水道（東伯処理区）平成15年度供用開始、特定環境保全公共下水道（赤碕処理区）平成14年度供用開始、農業集落排水施設（9地区）平成5年度供用開始しており、令和3年度末で最も古い処理施設が供用開始後28年経過しています。

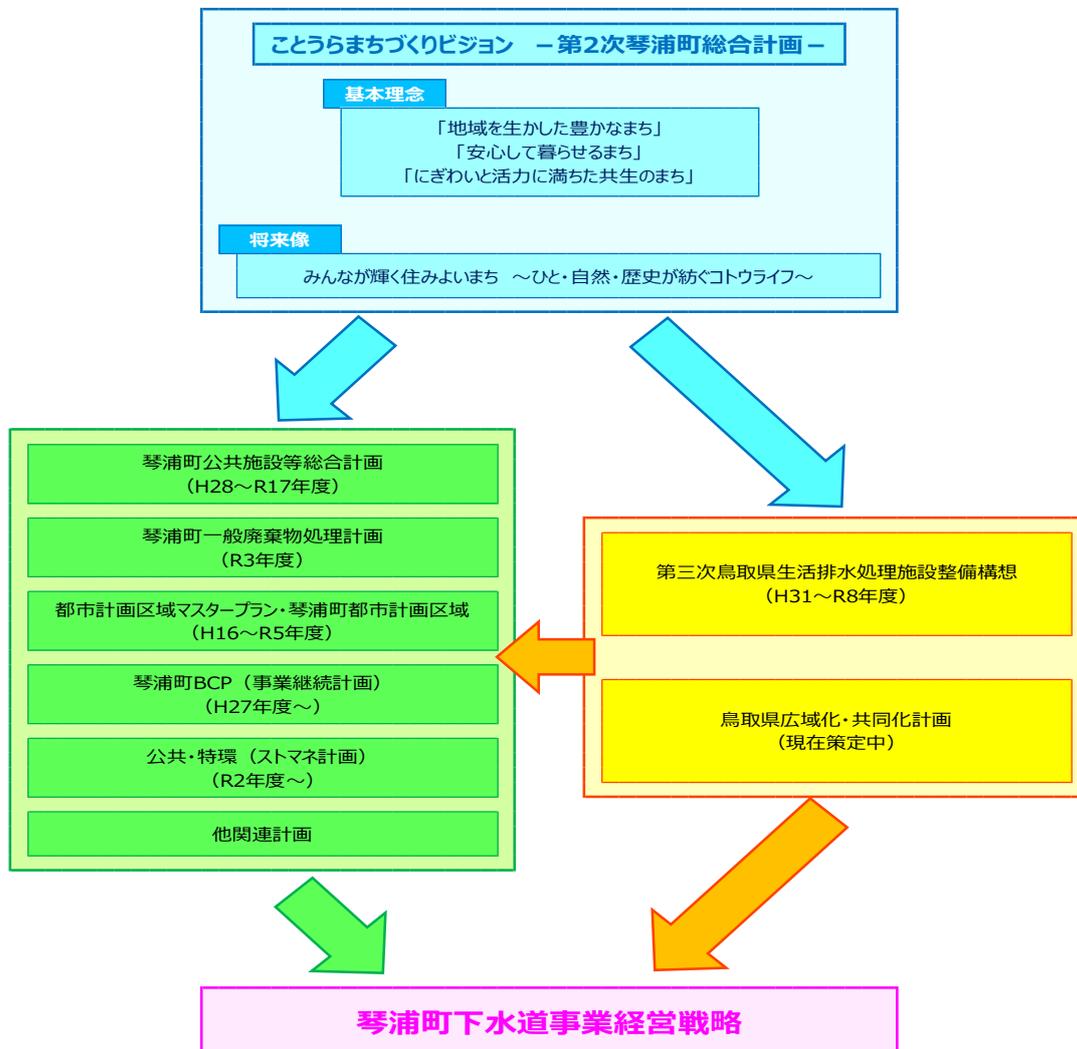
下水道整備を、順次進めてきた結果、令和2年度末の下水道処理人口普及率（公共＋特環＋農集）は、94.2%（汚水処理人口普及率95.5%）で、鳥取県全体の89.5%（汚水処理人口普及率95.0%）を、やや上回っている状況です。

この概成した状況より、今後は、事業継続のために改築・更新事業（ストックマネジメント計画）を推進していく予定ですが、財政状況が厳しい中、下水道事業を実施するためには、経済的、効率的な計画を策定し、事業への取り組みを推進する必要があります。

本計画では、投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という）と、財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という）を均衡させて投資・財政計画（収支計画）を策定し、町の上位計画である「ことうらまちづくりビジョン-第2次琴浦町総合計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）に掲げる将来像「みんなが輝く住みよいまち ～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウライフ～」を目指すため、「琴浦町下水道事業経営戦略」（計画期間：令和4年度～令和13年度）を策定するものです。

## 2. 経営戦略の位置づけ

琴浦町下水道事業経営戦略は、「ことうらまちづくりビジョン - 第2次琴浦町総合計画 -」を最上位計画とし、町や県で策定している各種計画を踏まえた中長期の基本計画として位置づけました。



## 3. 計画期間

総務省が示す「経営戦略ガイドライン」における「事業の特性、個々の団体、事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況」等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要」との考え方にに基づき、長期的な視点も考慮した中での10年間を本計画の計画期間とします。





## 第2章 経営戦略

## 第2章 経営戦略

### 1. 琴浦町の下水道事業の概要

#### (1) 事業の沿革

##### 1) 琴浦町の概要

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、県庁所在地の鳥取市には約60km、米子市には約35kmの地域です。南部は、秀峰大山から連なる山地に囲まれ、北は日本海に面しています。町全体は、日本海岸を底辺とし、南部の山地で頂点を結ぶ三角形をしており、中心街は日本海岸に沿ってつながっています。

本町は、東西15.2km、南北18.5km、総面積139.97km<sup>2</sup>で、その地勢は、総じて南は大山山麓台地と急峻な山地、北に向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けています。日本海側は、商工業地帯、中部は県下有数の生産・販売高を誇る農業、南側は大山滝、伯耆の大シイ、船上山などで知られる風光明媚な中山間地で多くの観光客が訪れる地域となっています。丘陵地帯は、普通畑、樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富です。東西に延びる海岸線は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っています。

##### 2) 琴浦町の下水道事業の沿革

琴浦町の下水道事業は、合併前の旧町毎に公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の3事業により事業の推進に努めてきたところであり、概ね整備事業が完了した状況にあります。

各事業の概要は以下のとおりであり、また、図-1のとおり、各事業の計画区域は比較的隣接しています。

表-1 施設及び設備の現状

事業名	下水道施設の状況
公共下水道事業 (東伯処理区)	▶ 事業開始 : 平成9年度 ▶ 供用開始 : 平成15年度 (令和3年度末で供用開始後18年) ▶ 管路施設 : 分流汚水 約63km ▶ 処理場施設 : 東伯浄化センター
特定環境保全 公共下水道事業 (赤碕処理区)	▶ 事業開始 : 平成8年度 ▶ 供用開始 : 平成14年度 (令和3年度末で供用開始後19年) ▶ 管路施設 : 分流汚水 約63km ▶ 処理場施設 : 赤碕浄化センター ▶ 中継ポンプ場 : 八幡中継ポンプ場
農業集落排水事業 (9地区)	▶ 事業開始 : 平成3年度 ▶ 供用開始 : 倉坂地区で平成5年度 (令和3年度末で供用開始後28年) ▶ 管路施設 : 分流汚水 約62km (9地区計) ▶ 処理場施設 : 倉坂(H5)、伊勢崎(H6)、川東(H7)、古布庄東(H9)、上郷(H10)、古布庄北(H11)、古布庄南(H14)、山川木地(H17)、以西(H19)

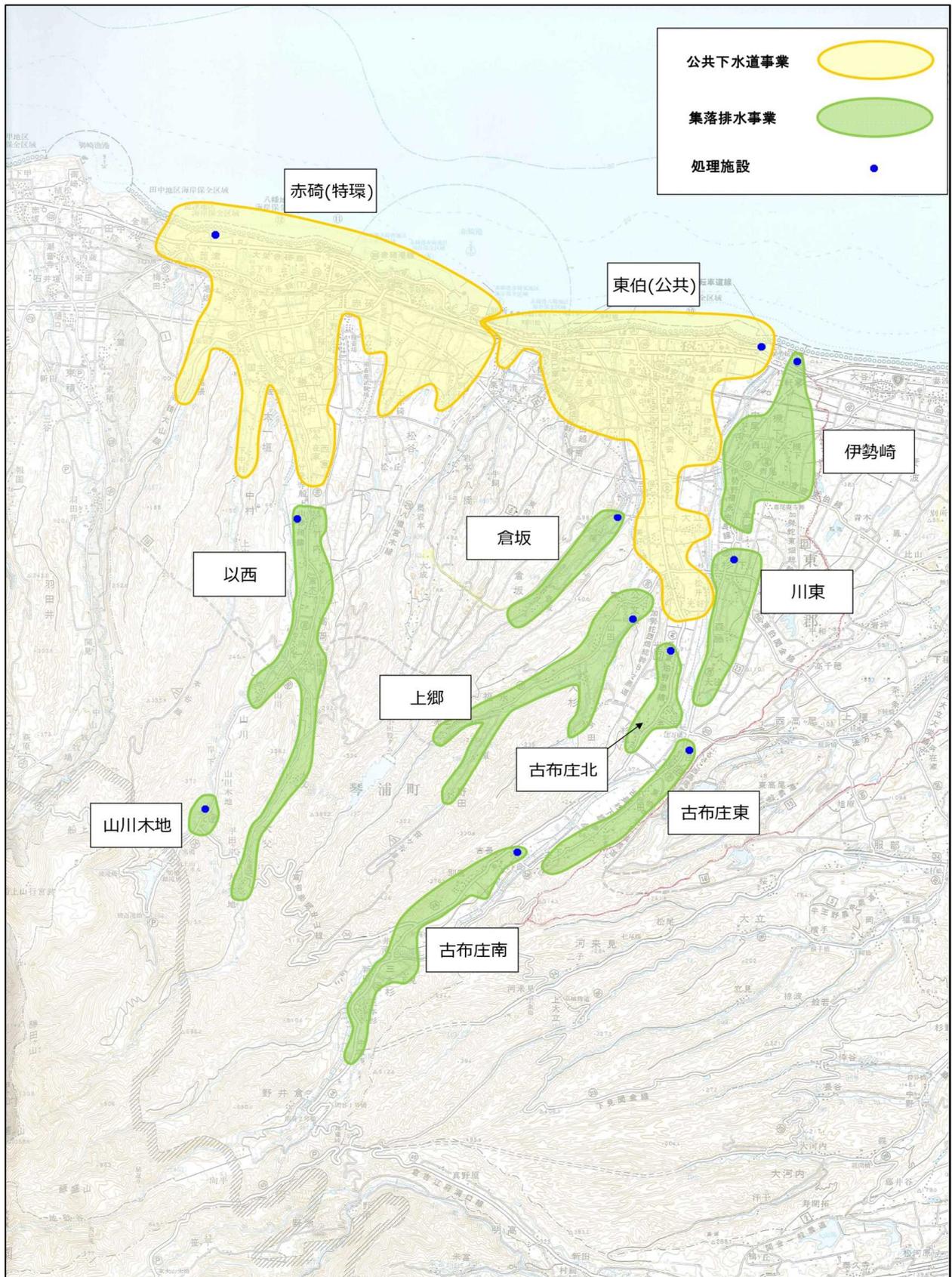


図-1 琴浦町污水处理整備構想図（現在の状況）

## (2) 下水道処理施設の状況

下水道施設は、以下に示すとおりであり、処理場は3事業で計11施設、中継ポンプ場1施設、管路の整備延長は約188 k mとなります。

### 1) 処理場

#### ◆ 東伯浄化センター（公共）

項目	概要（H30下水道統計より）
処理方式	オキシデーションディッチ法
現有処理能力	2,900 m <sup>3</sup> /日最大
計画日最大水量	4,350 m <sup>3</sup> /日最大（事業計画値）
計画日平均水量	1,418 m <sup>3</sup> /日最大（実績）
年間処理水量	517,605 m <sup>3</sup> /年
汚泥処理方法	脱水（場外搬出：炭化・コンポスト）

#### ◆ 赤碕浄化センター（特環）

項目	概要（H30下水道統計より）
処理方式	オキシデーションディッチ法
現有処理能力	2,400 m <sup>3</sup> /日最大
計画日最大水量	2,400 m <sup>3</sup> /日最大（事業計画値）
計画日平均水量	1,103 m <sup>3</sup> /日最大（実績）
年間処理水量	402,720 m <sup>3</sup> /年
汚泥処理方法	脱水（場外搬出：炭化・コンポスト）

#### ◆ 農業集落排水9地区

項目	概要（施設一覧より）	
倉坂	JARUS-V型	81.0 m <sup>3</sup> /日
伊勢崎	JARUS-Ⅲ型、Ⅰ型	327.0 m <sup>3</sup> /日
川東	JARUS-Ⅰ型	108.0 m <sup>3</sup> /日
古布庄東	JARUS-Ⅰ型	113.4 m <sup>3</sup> /日
上郷	JARUS-Ⅲ型	194.4 m <sup>3</sup> /日
古布庄北	JARUS-Ⅰ型	91.8 m <sup>3</sup> /日
古布庄南	JARUS-Ⅰ型	156.6 m <sup>3</sup> /日
山川木地	アムズFXU-1型	16.2 m <sup>3</sup> /日
以西	JARUS-XIVG型	257.0 m <sup>3</sup> /日

### 2) 中継ポンプ場

#### ◆ 八幡中継ポンプ場

項目	概要（H30下水道統計より）
ポンプ場名	八幡中継ポンプ場
供用開始年月	平成15年4月
計画時間水量	408 m <sup>3</sup> /時間
現有処理能力	300 m <sup>3</sup> /時間
維持管理方式	全部委託

### 3) 管渠

#### ◆ 分流式汚水管渠延長

項目	概要（R2決算統計より）
公共 分流式	約63 km
特環 分流式	約63 km
農集 分流式	約62 km
合計	約188 km

※その他のポンプ施設は、公道内に設置するマンホールポンプ形式です

### (3) 下水道事業の概要

本町の公共下水道は、単独公共下水道として事業（流域下水道へは接続せず、単独）を実施しています。

各事業の令和2年度の処理区域内人口密度は、公共：22.2人/ha、特環：23.4人/ha、農集：5.0人/haとなっており、農集地区が公共、特環に比較して小さい状況です。

公営企業会計への移行は令和4年度からであり、法非適用であります。

また、広域化・共同化・最適化等の実施については、鳥取県が計画策定中であり、これに併せて汚水、汚泥処理の共同化などを実施する予定となっております。

また、事業の効率化を図るため、農集を公共並びに特環に統廃合し、町全体の下水道事業に係る費用の低減を図っていくための検討が必要となっております。

項目	公共	特環	農集
供用開始年度 (供用年数)	平成15年4月 (供用後18年)	平成14年4月 (供用後19年)	平成5年12月 (供用後28年)
法適(全部適用・一部適用) 非適用の区分	非適用	同左	同左
処理区域内人口密度	22.2人/ha	23.4人/ha	5.0人/ha
流域下水道への 接続有無	無し(単独で終末処理を実施)	同左	同左
処理区数	1処理区 【東伯処理区】	1処理区 【赤碕処理区】	9地区
処理場数	1処理区 【東伯浄化センター】	1処理区 【赤碕浄化センター】	9地区
広域化・共同化・最適化 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水汚泥処理の共同化について検討中</li> <li>・ 汚水処理施設の統廃合を検討並びに実施予定</li> <li>・ その他、鳥取県で「広域化・共同化計画」立案中</li> </ul>		

## 2. 下水道事業の現状と課題

### (1) 人口・水需要

本町の行政区域内人口及び下水道処理区域内人口（下水道整備済み区域に居住する人口）は、減少傾向にあります。

今後も行政区域内人口の減少が見込まれることから、処理区域内人口も減少となる見込みです。

また、有収水率は、使用料金の徴収方法が世帯の人数制を採用していることから100%程度としておりますが、人口減少に伴い、処理水量及び有収水量が減少することが予想され、使用料収入の減少が課題となっております。

#### ◆ 公共+特環+農集

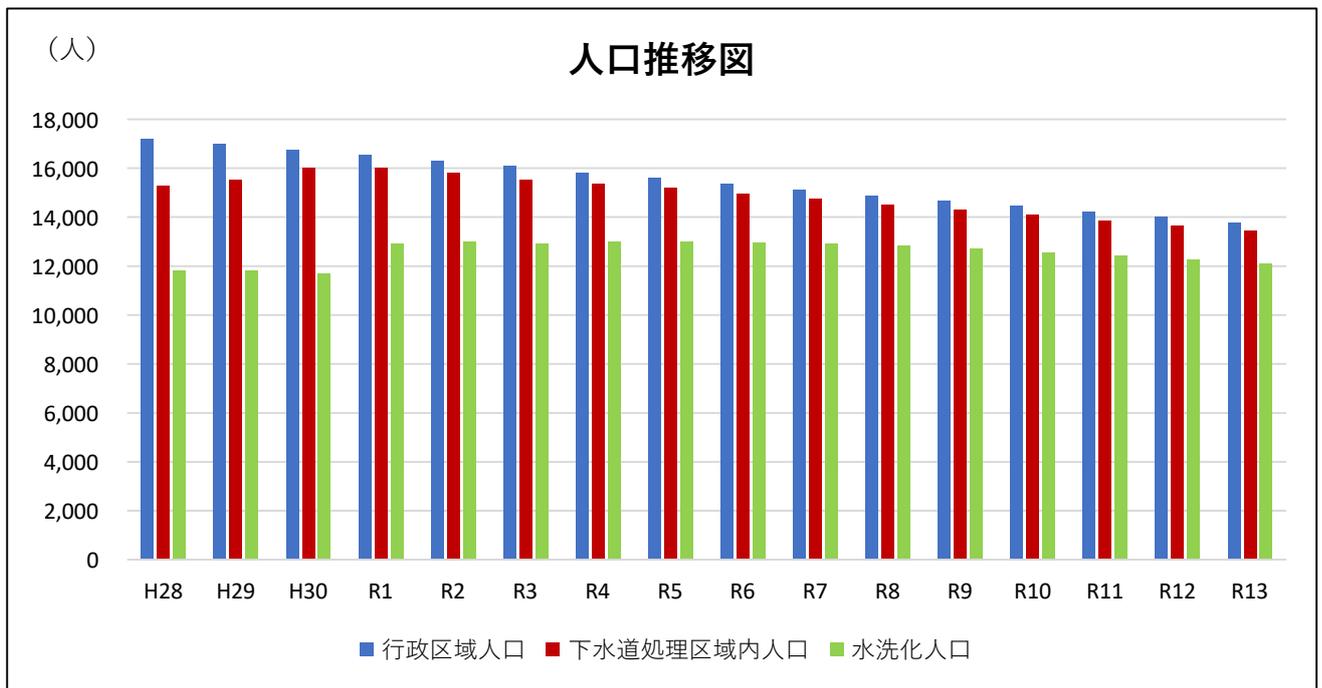


図-2 人口推移と予測

表-2 人口推移と予測

■人口推移図		← 実績														単位：人	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
行政区域人口		17,193	16,970	16,746	16,523	16,300	16,060	15,820	15,580	15,340	15,100	14,880	14,660	14,440	14,220	14,000	13,760
下水道処理区域内人口		15,263	15,527	15,986	15,987	15,810	15,500	15,360	15,190	14,950	14,720	14,510	14,300	14,070	13,860	13,650	13,420
内訳	公共	6,328	6,433	6,674	6,634	6,630	6,630	6,630	6,600	6,500	6,400	6,310	6,220	6,120	6,030	5,940	5,840
	特環	5,254	5,431	5,733	5,806	5,810	5,550	5,460	5,380	5,290	5,210	5,130	5,050	4,960	4,880	4,800	4,710
	農集	3,681	3,663	3,579	3,547	3,370	3,320	3,270	3,210	3,160	3,110	3,070	3,030	2,990	2,950	2,910	2,870
水酸化人口		11,779	11,797	11,662	12,890	13,001	12,916	12,967	12,988	12,947	12,908	12,830	12,694	12,541	12,403	12,263	12,104
内訳	公共	4,670	4,699	4,595	5,237	5,347	5,459	5,572	5,659	5,684	5,705	5,679	5,598	5,508	5,427	5,346	5,256
	特環	3,906	3,921	4,030	4,484	4,586	4,436	4,419	4,408	4,387	4,373	4,357	4,339	4,312	4,291	4,269	4,236
	農集	3,203	3,177	3,037	3,169	3,068	3,021	2,976	2,921	2,876	2,830	2,794	2,757	2,721	2,685	2,648	2,612
普及率 (%)		88.8%	91.5%	95.5%	96.8%	97.0%	96.5%	97.1%	97.5%	97.5%	97.5%	97.5%	97.5%	97.4%	97.5%	97.5%	97.5%
内訳	公共	36.8%	37.9%	39.9%	40.2%	40.7%	41.3%	41.9%	42.4%	42.4%	42.4%	42.4%	42.4%	42.4%	42.4%	42.4%	42.4%
	特環	30.6%	32.0%	34.2%	35.1%	35.6%	34.6%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.4%	34.3%	34.3%	34.3%	34.2%
	農集	21.4%	21.6%	21.4%	21.5%	20.7%	20.7%	20.7%	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%	20.7%	20.7%	20.7%	20.8%	20.9%
水酸化率 (%)		77.2%	76.0%	73.0%	80.6%	82.2%	83.3%	84.4%	85.5%	86.6%	87.7%	88.4%	88.8%	89.1%	89.5%	89.8%	90.2%
内訳	公共	73.8%	73.0%	68.8%	78.9%	80.6%	82.3%	84.0%	85.7%	87.4%	89.1%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	特環	74.3%	72.2%	70.3%	77.2%	78.9%	79.9%	80.9%	81.9%	82.9%	83.9%	84.9%	85.9%	86.9%	87.9%	88.9%	89.9%
	農集	87.0%	86.7%	84.9%	89.3%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%

※行政区域人口の予測値は、国立社会保障・人口問題研究所における推計値を採用しました。

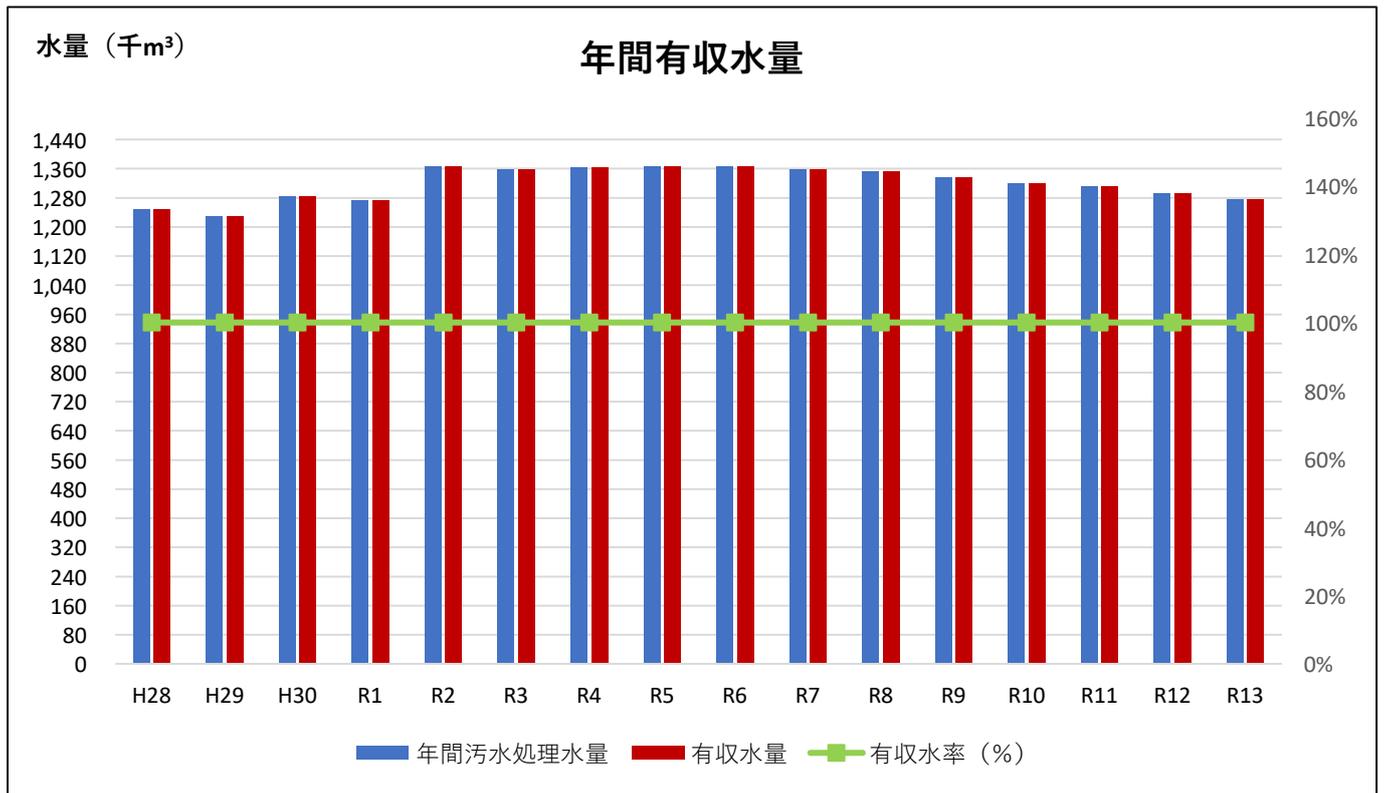


図-3 年間有収水量の推移と予測

表-3 年間有収水量の推移と予測

■ 年間有収水量 ← 実績 単位：千m³

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
年間汚水処理水量	1,249	1,228	1,282	1,273	1,365	1,357	1,363	1,366	1,365	1,358	1,350	1,336	1,320	1,310	1,291	1,275	
内訳	公共	496	504	512	515	566	578	590	599	603	604	601	592	583	576	566	556
	特環	458	439	478	469	517	501	499	498	497	494	492	490	487	486	482	479
	農集	295	284	292	289	282	278	274	269	265	260	257	254	250	248	243	240
有収水量	1,249	1,228	1,282	1,273	1,365	1,357	1,363	1,366	1,365	1,358	1,350	1,336	1,320	1,310	1,291	1,275	
内訳	公共	496	504	512	515	566	578	590	599	603	604	601	592	583	576	566	556
	特環	458	439	478	469	517	501	499	498	497	494	492	490	487	486	482	479
	農集	295	284	292	289	282	278	274	269	265	260	257	254	250	248	243	240
有収水率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
内訳	公共	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	特環	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	農集	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

## (2) 使用料

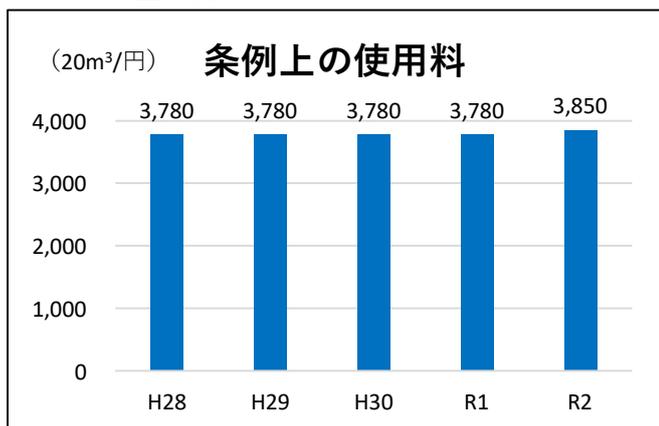
現在の使用料の考え方は、以下のとおりです。今後は、健全な経営を行っていくため、使用料改定についても検討が必要と考えています。直近5年程度の条例上の使用料（20m<sup>3</sup>あたり）及び実質的な使用料（20m<sup>3</sup>あたり）の推移は、下図のとおりとなっています。

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	(税込み)			
	使用人数	基本料 (2,200円)	人数割 (1人あたり550円)	使用料金 (月額)
	0人	2,200	0	2,200
	1人	2,200	550	2,750
	2人	2,200	1,100	3,300
	3人	2,200	1,650	3,850
	・・・	2,200	・・・	・・・
n人	2,200	n × 550	左記の合計	
業務用用使用料 体系の概要・考え方	(税込み)			
	使用水量	基本料 (2,200円)	水量割 (1m <sup>3</sup> あたり165円)	使用料金 (月額)
	0m <sup>3</sup>	2,200	0	2,200
	5m <sup>3</sup>	2,200	0	2,200
	10m <sup>3</sup>	2,200	0	2,200
	15m <sup>3</sup>	2,200	825	3,025
	20m <sup>3</sup>	2,200	1,650	3,850
	・・・	2,200	・・・	・・・
n m <sup>3</sup>	2,200	(n - 10) × 165	左記の合計	
その他使用料体系 の概要・考え方				
◆公共 条例上の使用量※1 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成30年度：3,780円 令和1年度：3,780円 令和2年度：3,850円	実質的な使用料※2 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成30年度：3,802円 令和1年度：3,954円 令和2年度：3,874円	
◆特環 条例上の使用量※1 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成30年度：3,780円 令和1年度：3,780円 令和2年度：3,850円	実質的な使用料※2 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成30年度：3,818円 令和1年度：3,863円 令和2年度：3,857円	
◆農集 条例上の使用量※1 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成30年度：3,780円 令和1年度：3,780円 令和2年度：3,850円	実質的な使用料※2 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成30年度：3,163円 令和1年度：3,252円 令和2年度：3,188円	

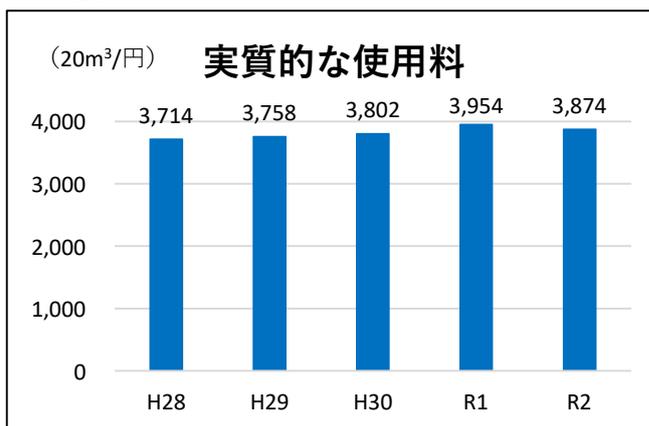
※1 条例上の使用料：一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

※2 実質的な使用料：料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの（業務用を含む）をいう。

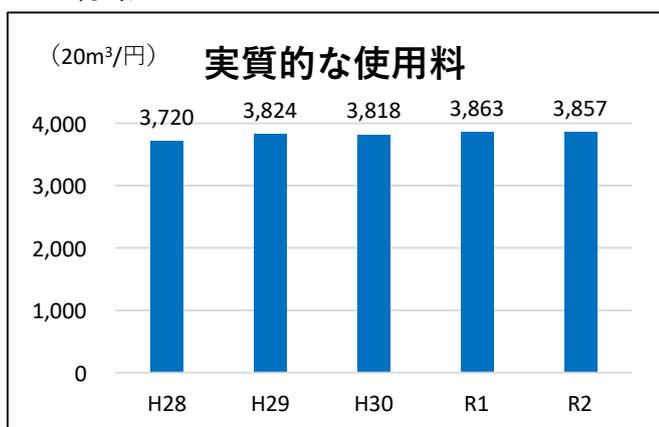
◆ 条例上の使用料



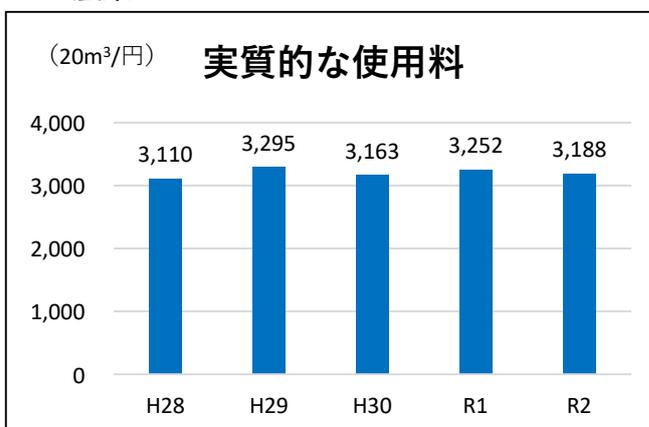
◆ 公共



◆ 特環



◆ 農集



使用料金は、公共並びに特環が水洗化の伸びにより若干増加が見込めますが、今後は人口減少傾向に伴って、徴収額も減少していく見込みとなっています。

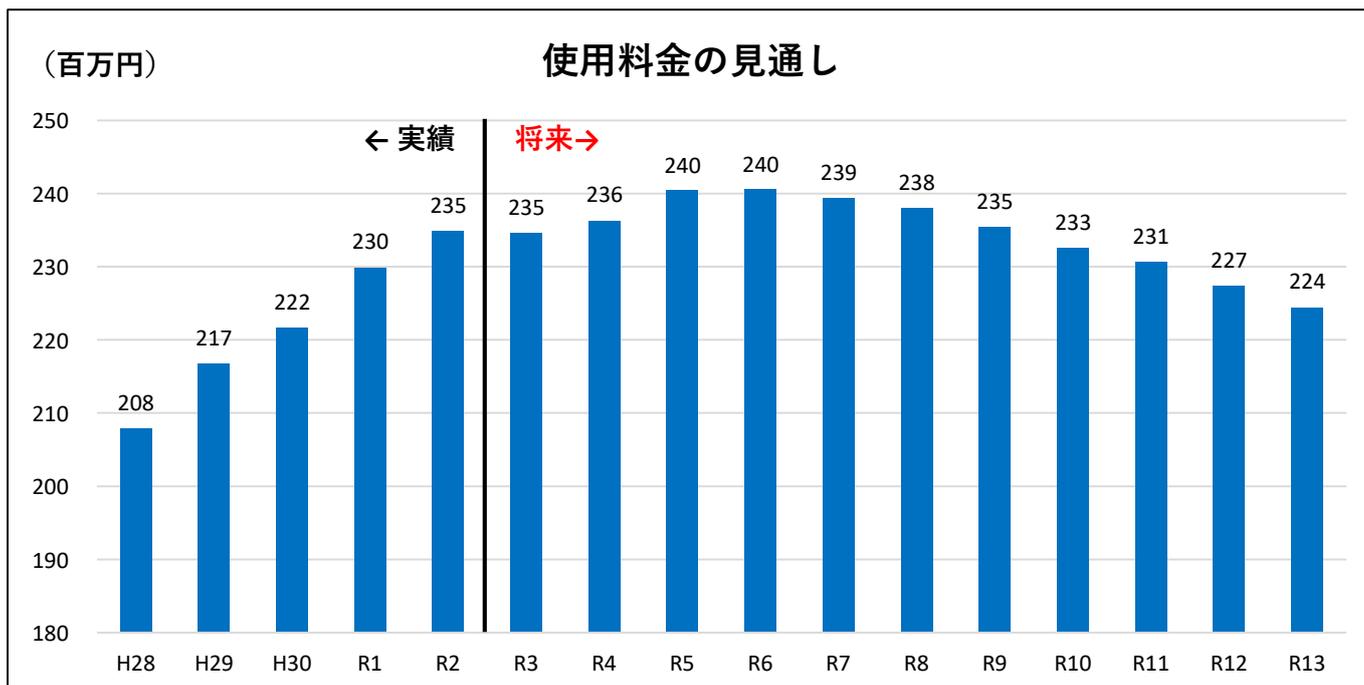


図-4 使用料収入の実績と見通し (公共+特環+農集)

◆ 公共、特環、農集の内訳

事業別の現行料金体系による使用料収入の見通しは、以下のとおりとなります。

表-4 使用料収入の実績と見通し

■使用料金の見通し		← 実績													単位：千円		
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
使用料収入の見通し		207,870	216,768	221,672	229,881	234,887	234,593	236,300	240,372	240,492	239,331	237,977	235,445	232,579	230,636	227,400	224,421
内訳	公共	92,659	95,712	98,528	102,583	104,574	106,969	114,502	115,670	116,499	116,610	116,079	128,760	129,987	128,434	133,975	134,239
	特環	69,290	74,356	77,013	80,412	82,562	81,453	76,334	82,055	81,888	81,403	81,106	80,770	80,268	80,096	79,467	78,853
	農集	45,921	46,700	46,131	46,886	47,751	46,171	45,464	42,647	42,105	41,318	40,792	25,915	22,324	22,106	13,958	11,329

(3) 組織

上下水道課は、令和3年度現在、上水道係と下水道係に加え、分庁総合窓口係の3つの係で構成されています。

人員体制は、課長を含む15名体制ですが、上水道係が4名、分庁総合窓口係が5名、下水道係が5名で、職種は全員が事務職であります。

今後もこの体制により、下水道施設の改築・更新事業や事業効率化に向けた取り組みの実施が必要となりますので、事務の広域連携や民間活力の活用等の検討も必要となってきます。

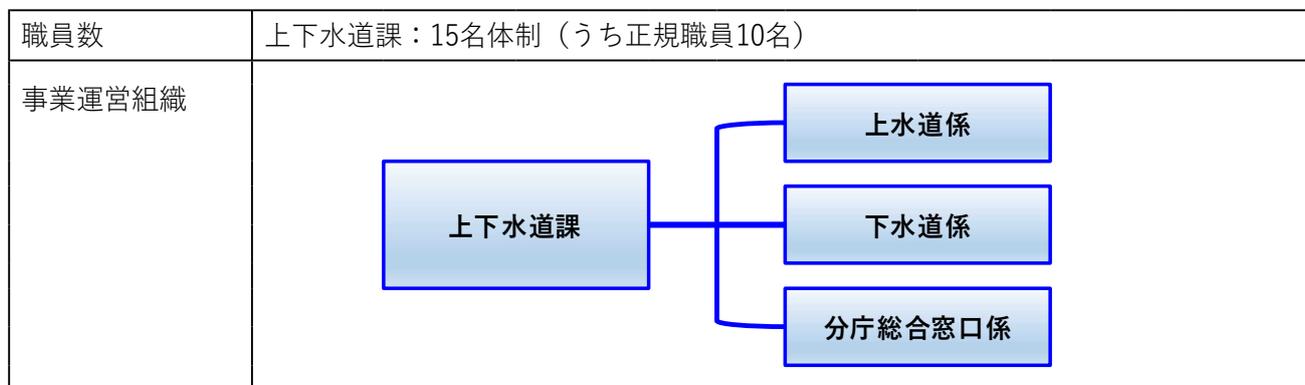


図-5 琴浦町上下水道課の組織図

#### (4) 経営

##### 【最初に】

令和2年度までは決算統計による実績値、令和3年度以降については、法適用前の特別会計ベースで試算していますので、法適用後（企業会計ベースによる推計値）とは異なることにご留意ください。

##### 1) 公共

琴浦町公共下水道は、平成9年度より事業を開始し、その後の整備推進の結果、令和2年度には主要な施設整備が完了しました。起債償還費は、数年後に減少傾向に転じますが、増加傾向であり、年間約2億円と財政上大きな負担となっています。

一方、一般会計繰入金は、令和2年度で176百万円、そのうち基準外繰入金が22百万円と約14%となっており、経営的に健全な状態とは言えない状況です。

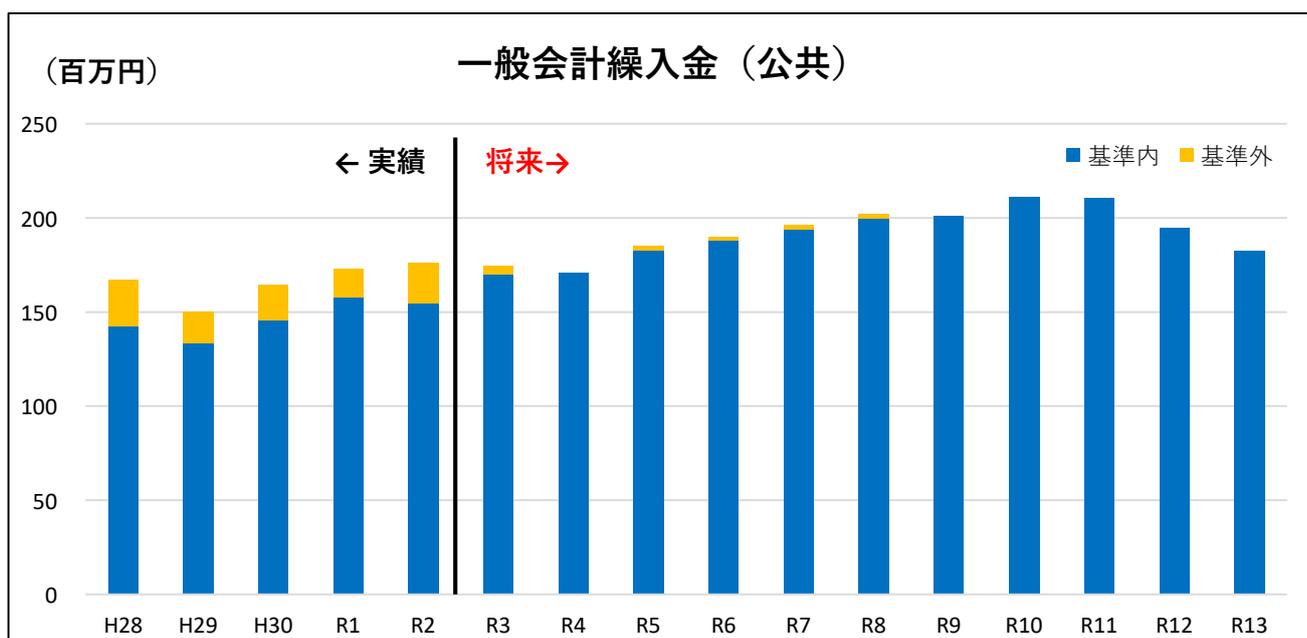
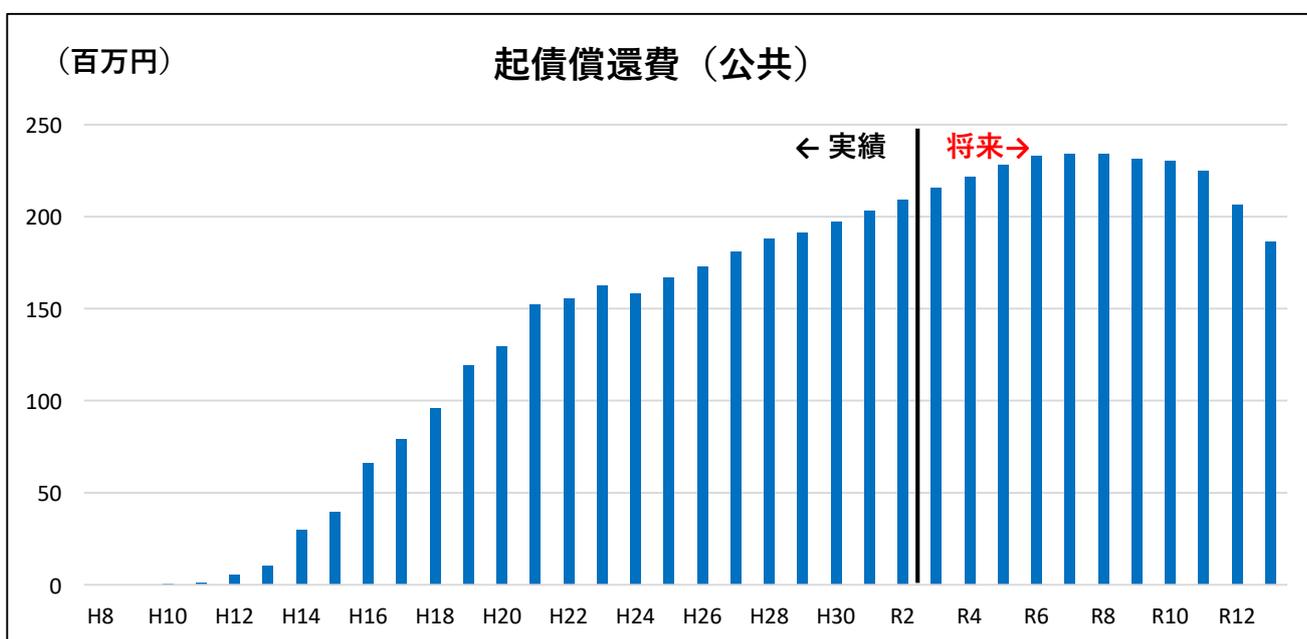


図-6 起債償還費と一般会計繰入金の実績と予測（公共）

※R3以降については、法適用前の特別会計ベースで試算しています。

## 2) 特環

琴浦町特定環境保全公共下水道は、平成8年度より事業を開始し、その後の整備推進の結果、令和2年度には主要な施設整備が完了しました。起債償還費は、数年後に減少傾向に転じますが、増加傾向であり、年間約2億円弱と財政上大きな負担となっています。

一方、一般会計繰入金は、令和2年度で172百万円、そのうち基準外繰入金が9百万円と約5%となっており、経営的に健全な状態とは言えない状況です。

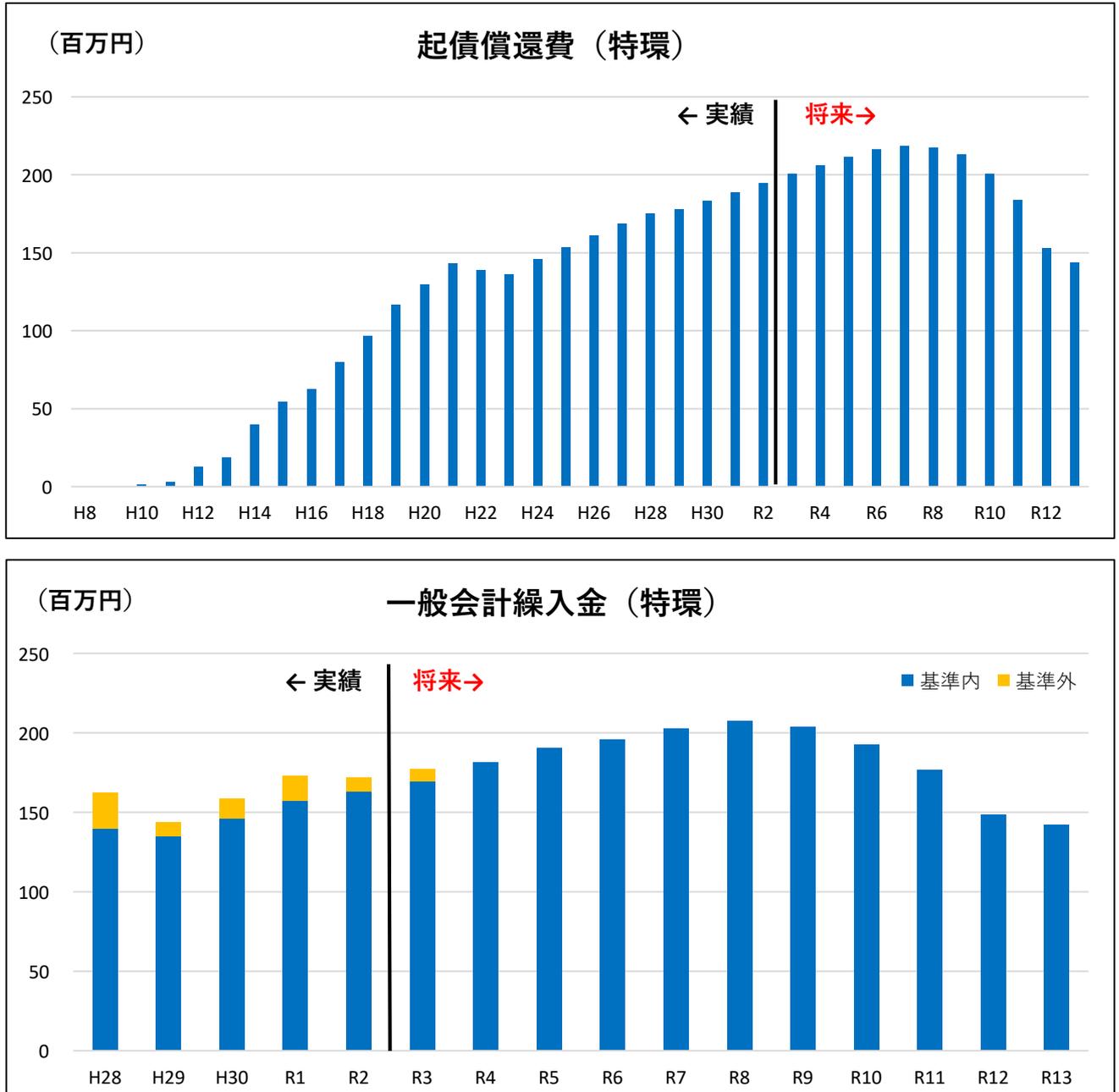


図-7 起債償還費と一般会計繰入金の実績と予測 (特環)

※R3以降については、法適用前の特別会計ベースで試算しています。

### 3) 農集

琴浦町農業集落排水は、平成3年度より事業を開始し、施設整備が完了しています。

もっとも古い施設で28年が経過しているため、改築・更新事業を開始する必要があります。

現在、起債償還費は、減少となっておりますが、新規で改築更新事業を行うと企業債の返還が大きな財政負担となることが考えられます。

一方、一般会計繰入金は、令和2年度で212百万円、そのうち基準外繰入が7百万円と約3%ですが、経営的には健全な状態とは言えない状況であり、今後の人口減少に伴い、さらに経営は悪化するものと予測されます。

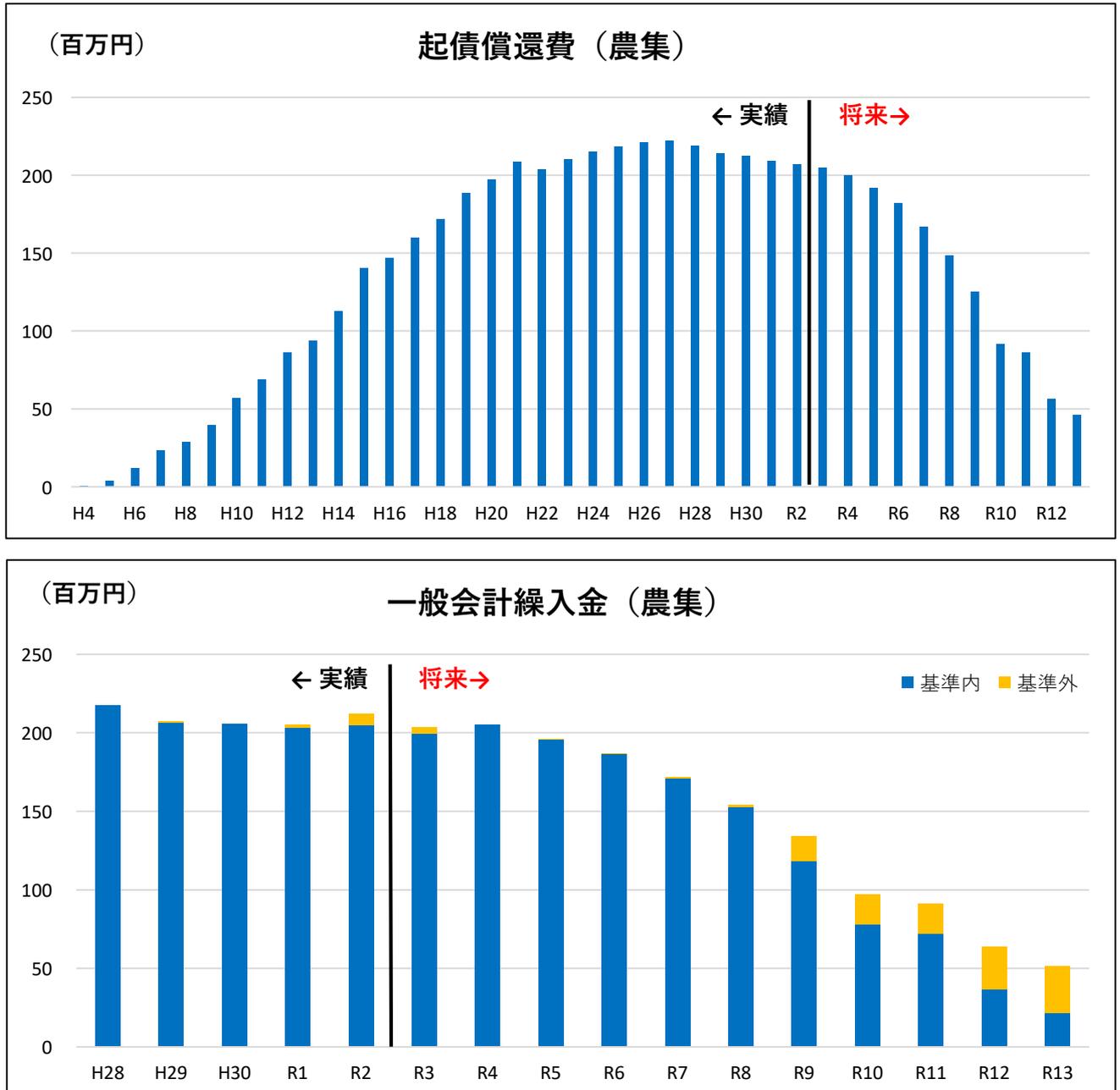


図-8 起債償還費と一般会計繰入金の実績と予測 (農集)

※R3以降については、法適用前の特別会計ベースで試算しています。

### 3. 現状の経営分析

#### (1) 経営の健全性・効率性について

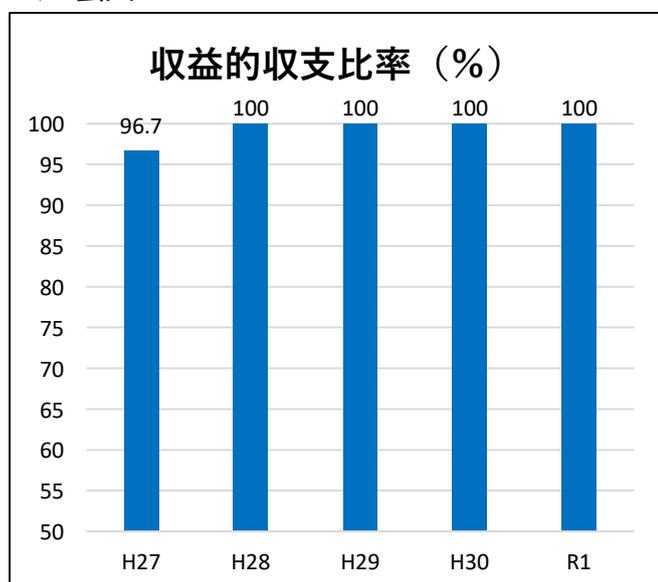
##### 1) 収益的収支比率

収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

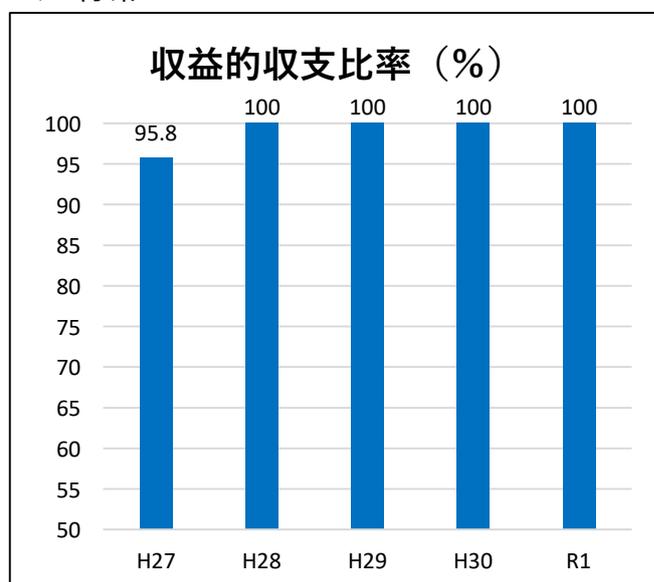
下水道事業における収益的収支比率は、公共、特環が100%となっていますが、農集は80%以下となっております。農集は、一般会計からの繰入に依存している状況となっており、老朽化も進んでいることから、現施設の改築・更新により維持していくと、さらに経営悪化していく見通しとなります。

#### 【経営指標\_収益的収支比率】

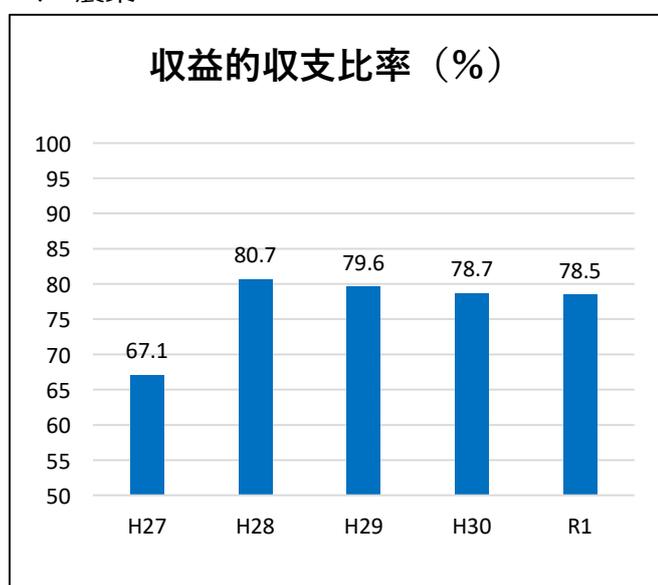
##### ◆ 公共



##### ◆ 特環



##### ◆ 農集



#### 【算出式】

■ 収益的収支比率

$$= \text{総収益} \div (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$$

## 2) 使用料単価

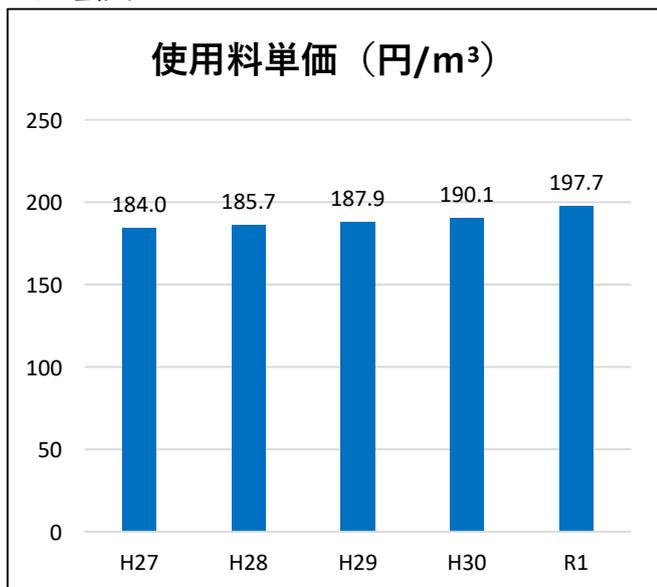
使用料単価は、使用料徴収額を有収水量で割って算出した単価であり、各事業別では以下の通りとなっています。汚水処理原価以上の使用料単価となることが目標となります。

本町の有収水量は、使用料徴収体系が人数制を採用しているため、処理場の流入水量と同じとしています。

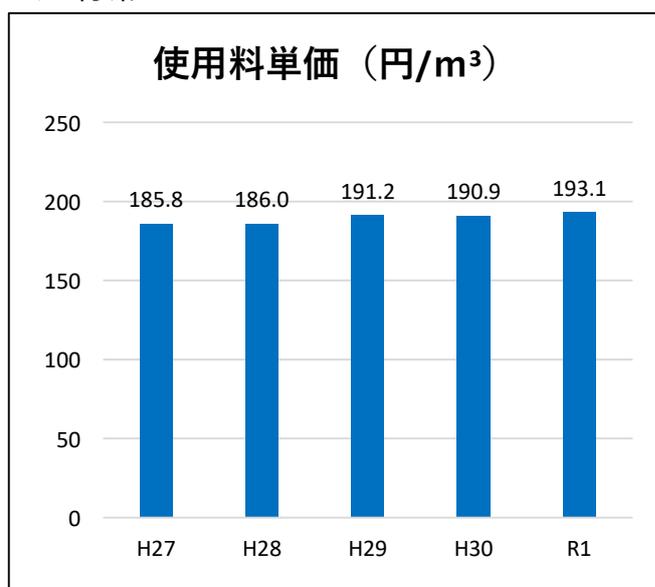
使用料徴収額を確保するためには、人口減少傾向の状況であるため、水洗化率の向上に努めていく必要があります。

### 【経営指標\_使用料単価】

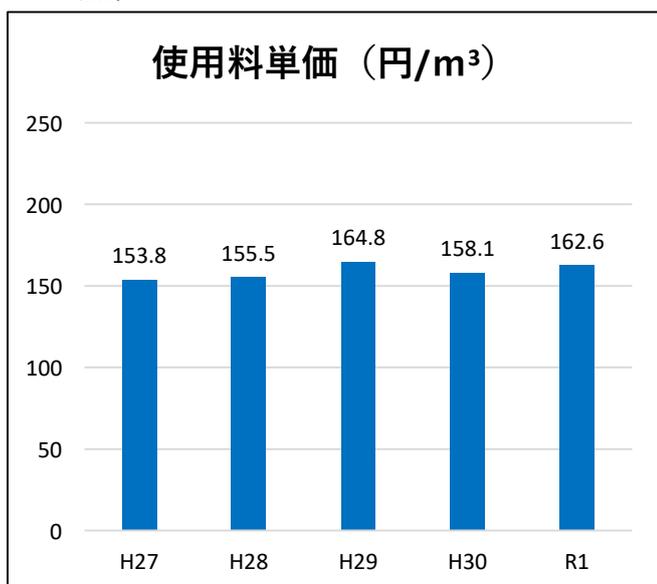
#### ◆ 公共



#### ◆ 特環



#### ◆ 農集



#### 【算出式】

■ 使用料単価

= 使用料徴収額 (円) ÷ 年間有収水量 (m³)

### 3) 汚水処理原価

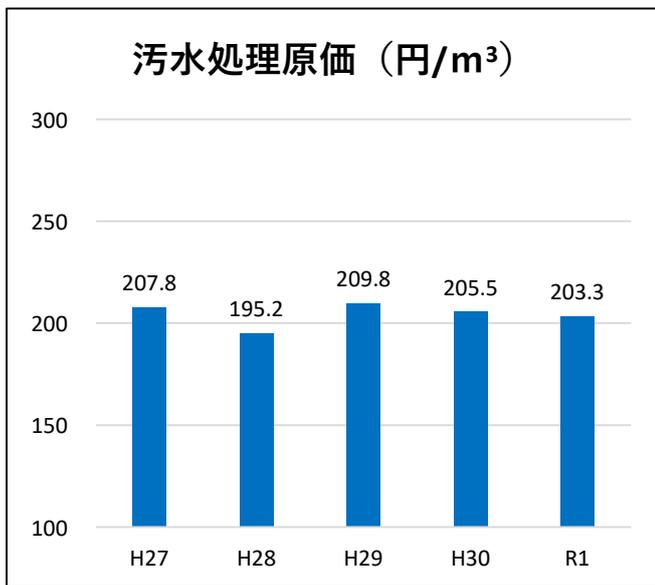
汚水処理原価は、有収水量1m<sup>3</sup>あたりどれくらい汚水処理に要する費用がかかっているかを示す数値です。この指標は、汚水処理の効率性を示し、値が小さいほど効率性が高いことを示します。

今後、公共、特環は、有収水量が水洗化率向上などに伴い若干伸びる見通しであり、単価が下がることが期待できます。一方、農集は、既に整備完了後、経過年数を経ているため、水洗化率の向上があまり期待できないため、有収水量が減少し、高くなっていく見通しです。

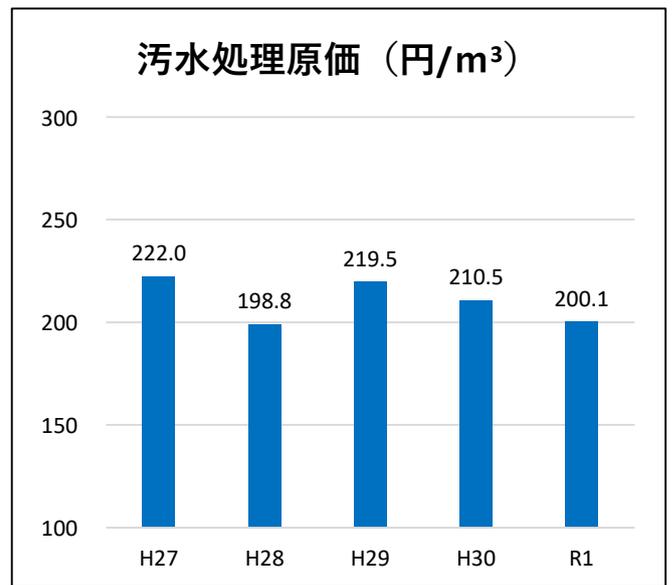
使用料徴収額を確保するためには、人口減少傾向の状況であるため、水洗化率の向上に努めていく必要があります。

#### 【経営指標\_汚水処理原価】

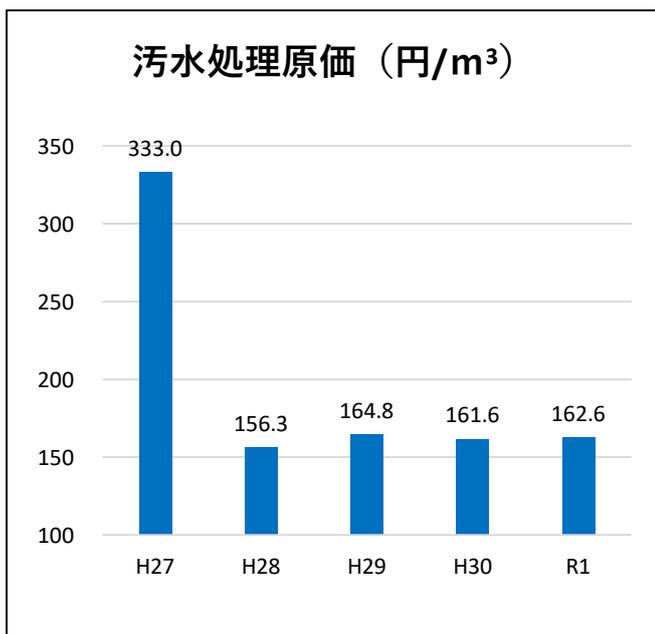
##### ◆ 公共



##### ◆ 特環



##### ◆ 農集



#### 【算出式】

■ 汚水処理原価  
 = 汚水処理費（公費負担分を除く）（円）  
 ÷ 年間有収水量（m<sup>3</sup>）

#### 4) 経費回収率

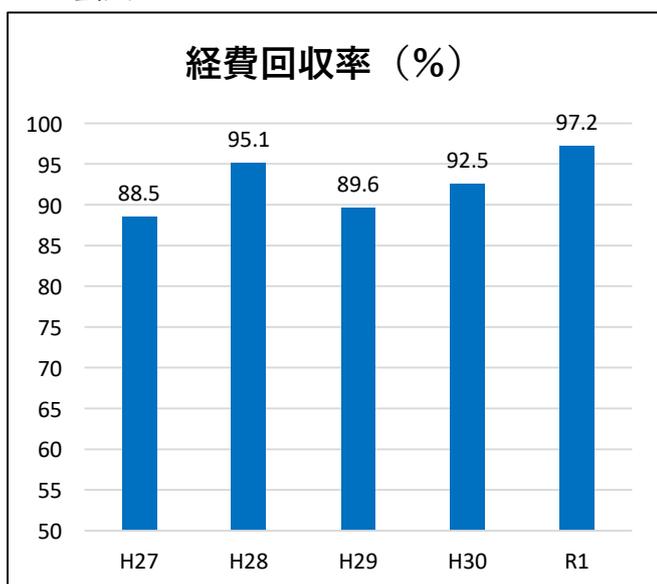
経費回収率は、汚水処理に係る費用を使用料でどの程度回収できているかを示します。

この数値が100%を下回っている場合は、汚水処理に係る費用が一般財源により賄われていることを意味し、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要であることを示します。

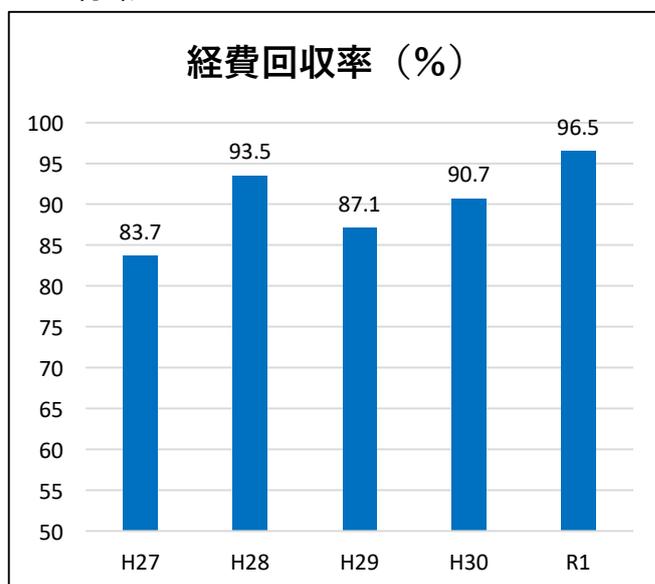
公共、特環は、整備の推進にともなって改善傾向にありますが、100%を下回っている状況であり、有収水量の増減の見通しも考慮したうえ、経営改善策を検討する必要があります。一方、農集は、現在100%確保できている状況にありますが、使用料の増加が期待できないことや施設の老朽化が進んでいるため、収支が悪化することが予測されます。

#### 【経営指標\_経費回収率】

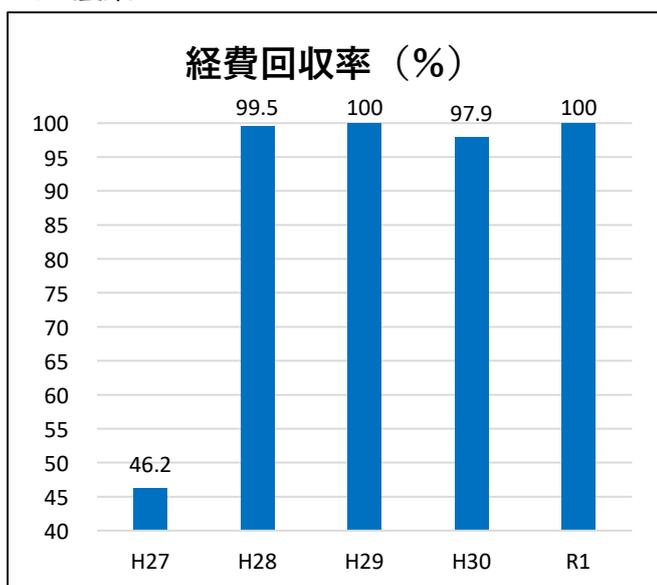
##### ◆ 公共



##### ◆ 特環



##### ◆ 農集



#### 【算出式】

■ 経費回収率  
= 下水道使用料 (円) ÷ 汚水処理費 (円)

## 5) 水洗化率

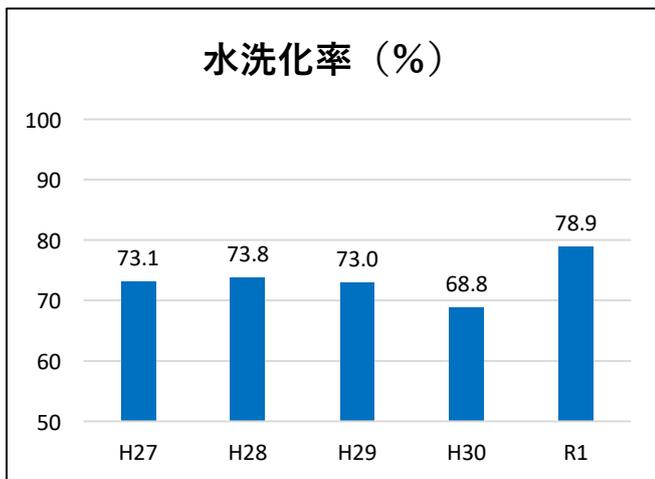
水洗化率は、処理区域内の人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入を確保するために100%となっていることが望ましい状況ですが、本町では100%未満となっています。

公共、特環は、整備完了後の経過年数が短いため、水洗化人口の増加がある程度見込める状況ですが、農集は整備完了後の経過年数が長く、近年の状況から大きく向上することが期待できない状況になっております。

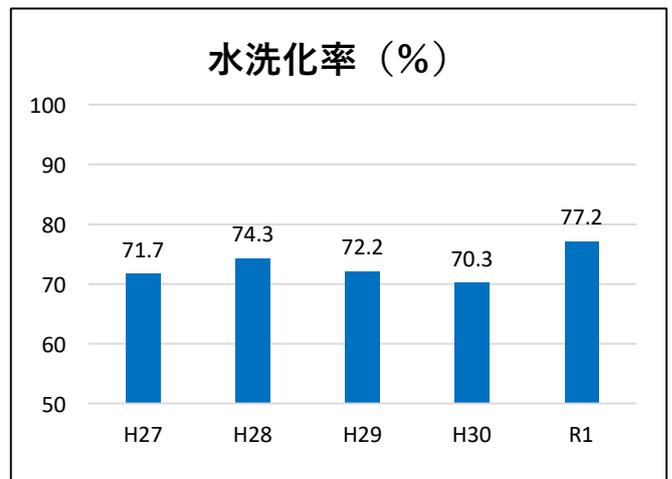
今後も経営の健全化の面からも水洗化率の向上のために、水洗化推進活動を継続する必要があります。

### 【経営指標\_水洗化率】

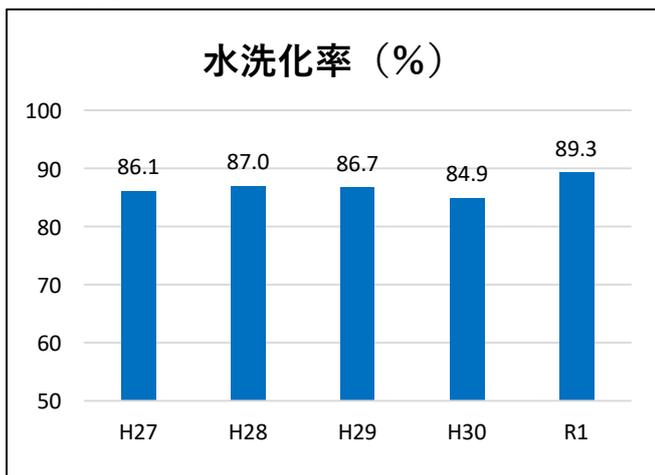
#### ◆ 公共



#### ◆ 特環



#### ◆ 農集



#### 【算出式】

##### ■ 水洗化率

$$= \frac{\text{現在水洗便所設置済人口 (人)}}{\text{現在処理区域内人口 (人)}} \times 100$$

## 6) 施設利用率

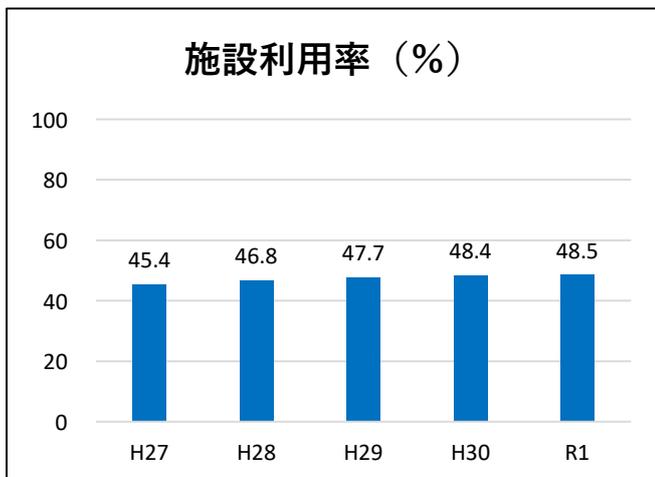
施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であります。施設の利用状況や適正規模を判断する指標であり、高い数値となることが望まれます。

公共、特環は、50%を下回っている状況であります。今後の水洗化の伸びなどで若干の改善が見込めます。一方、農集は現在、60%程度となっておりますが、水洗化率の改善が大きく見込めないことや人口減少の影響により悪化する見込みとなっております。

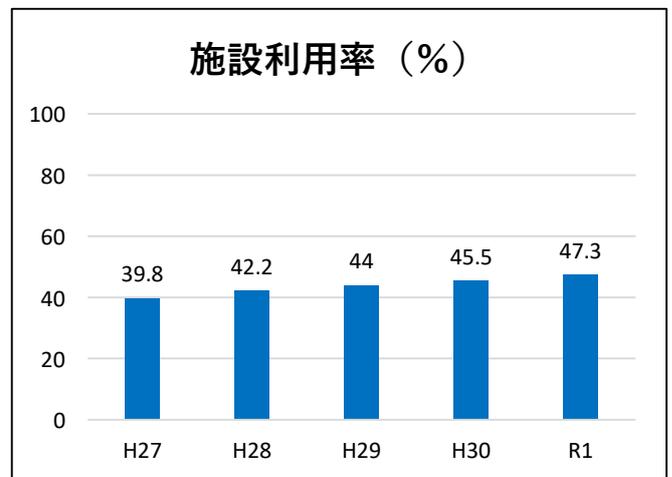
施設の統廃合による施設規模の有効活用や耐用年数などを考慮した改築・更新時のダウンサイジングなどによって、適切な施設規模としていく必要があります。

### 【経営指標\_施設利用率】

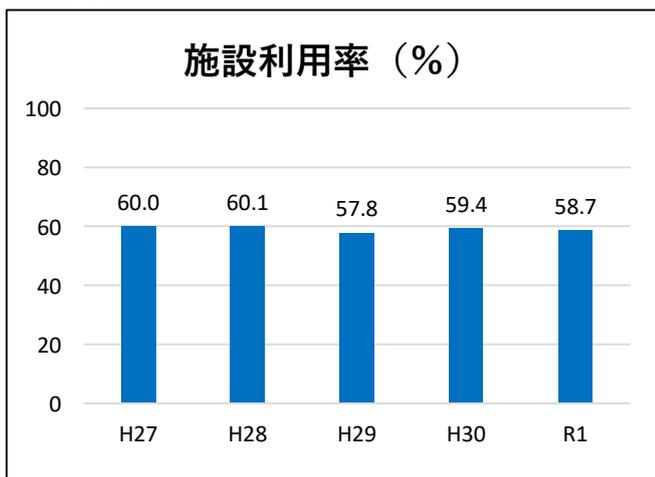
#### ◆ 公共



#### ◆ 特環



#### ◆ 農集



#### 【算出式】

##### ■ 施設利用率

$$= \frac{\text{晴天日 1 日平均処理水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{晴天時現在処理能力 (m}^3\text{/日)}} \times 100$$

## 4. 下水道事業の効率化に関する検討

### (1) 検討の目的

本町の下水道事業は、公共、特環、農集をすべて現行のまま維持していくことにより、下水道経営の悪化につながると考えられます。下水道事業の課題をまとめると以下のとおりです。

#### ① 使用料収入の減少

下水道整備が概成していますが、人口減少に伴い使用料収入も減っていく見込みとなっています。

(R3\_235百万円→R32\_160百万円)

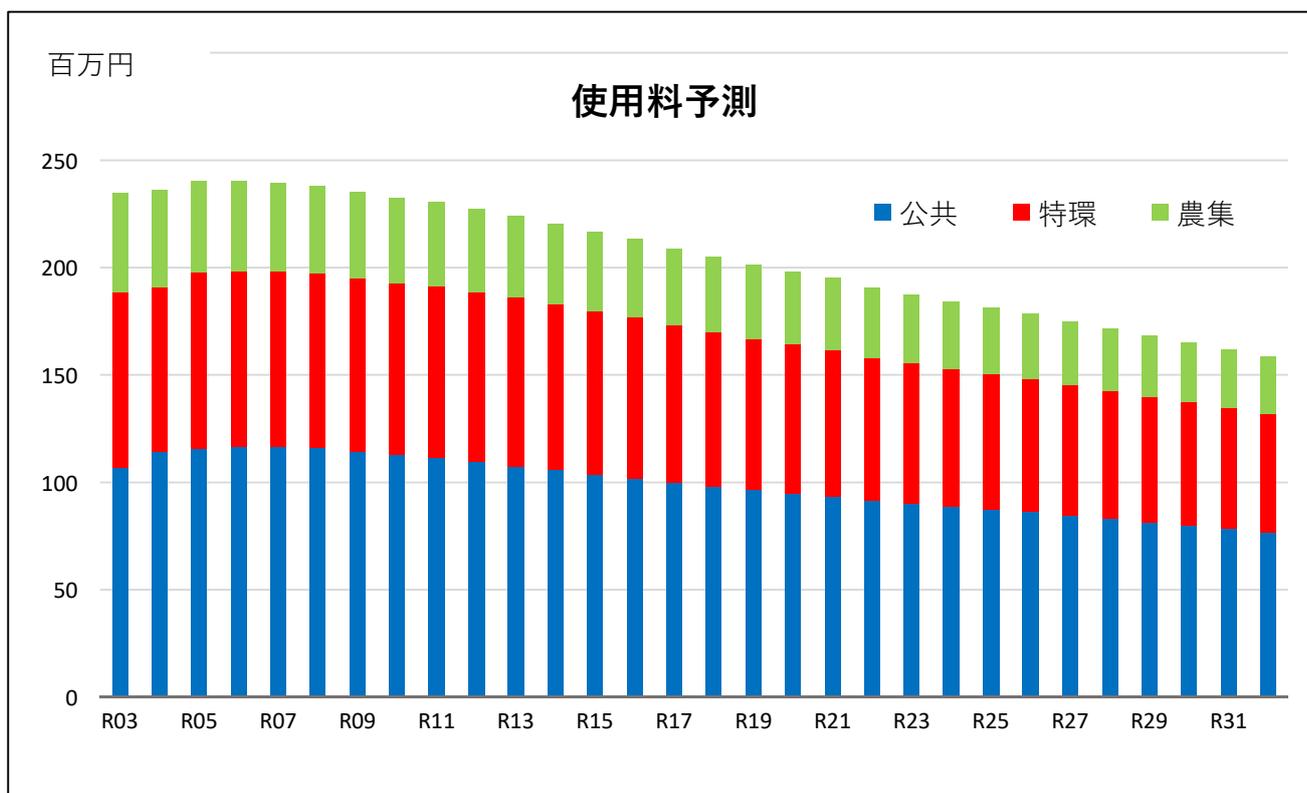


図-9 使用料予測

## ②老朽化施設の増大

下水処理場は、一般的には供用後20年程度を経過すると計画的な改築・更新を行っていく必要があります。本町の下水処理場は、老朽化が進んでおり、設備故障の危険が高まっています。

表-5 処理場の経過年数（令和3年度末時点）

供用年度	処理場名・地区名	事業	経過年数	
H5	1993	倉坂地区	農集	28
H6	1994	伊勢崎地区	農集	27
H7	1995	川東地区	農集	26
H9	1997	古布庄東地区	農集	24
H10	1998	上郷地区	農集	23
H11	1999	古布庄北地区	農集	22
H14	2002	古布庄南地区	農集	19
H14	2002	赤碓浄化センター	特環(下水)	19
H15	2003	東伯浄化センター	公共(下水)	18
H17	2005	山川木地地区	農集	16
H19	2007	以西地区	農集	14

以上、20年を経過している施設は、6地区となっており、処理場を安全に維持するためには早急な対応が必要となっています。

人口減少傾向による施設余裕も考慮し、ダウンサイジングした場合でも今後50年間で約25億程度の改築・更新費用が必要である見込みとなっております。

表-6 農集集落排水処理施設の改築・更新費用見込み

	50年間の費用比較（千円）		
	①改築・更新費 現状施設	②改築・更新費 ダウンサイジング	差額 ①-②
倉坂	314,800	267,500	47,300
伊勢崎	717,000	474,700	242,300
川東	370,900	337,500	33,400
古布庄東	395,900	277,500	118,400
上郷	488,600	403,500	85,100
古布庄北	243,000	189,000	54,000
古布庄南	383,700	241,000	142,700
以西	301,800	301,800	0
山川木地	22,400	22,400	0
計	3,238,100	2,514,900	723,200
年平均（千円/年）	64,800	50,300	14,500

### ③施設利用率の低下

公共、特環についても、今後は流入水量が大幅に増加しない予測であるため改善が見込めません。また、農集についても利用率の低下が予測されます。

表-7 施設利用率の実績

施設利用率 (%)	H27	H28	H29	H30	R1
公共	45.4	46.8	47.7	48.4	48.5
特環	39.8	42.2	44.0	45.5	47.3
農集	60.0	60.1	57.8	59.4	58.7

以上①～③の状況より、農集の改築・更新または、隣接する公共、特環への統合の判断が必要となっています。

## (2) 検討結果

検討結果は、東伯浄化センター、赤碓浄化センターの処理能力に余力があることから、農集の処理場を廃止し、公共、特環に順次接続していくことで、建設改良費と維持管理費の低減が図れるという見込みです。

ただし、山川木地は小規模で、接続するための管渠の延長が長くなるため、現存の処理場を存続することとしました。

改築・更新時期となっている建設年度の早い処理場で、かつ、下流の処理場より、統廃合を開始していく予定です。

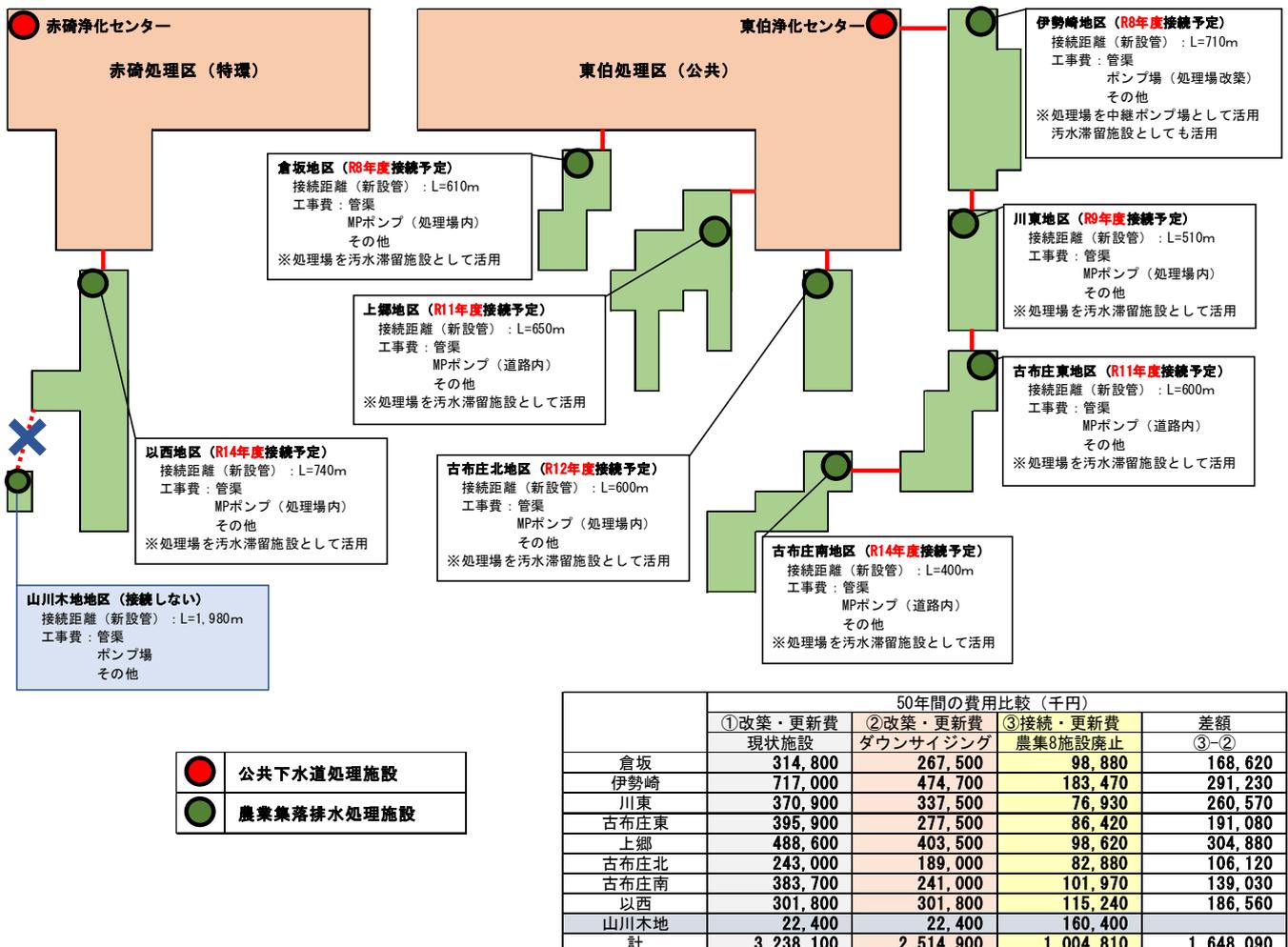


図-10 農業集落排水の公共下水道への統合のイメージ図

### (3) 事業費

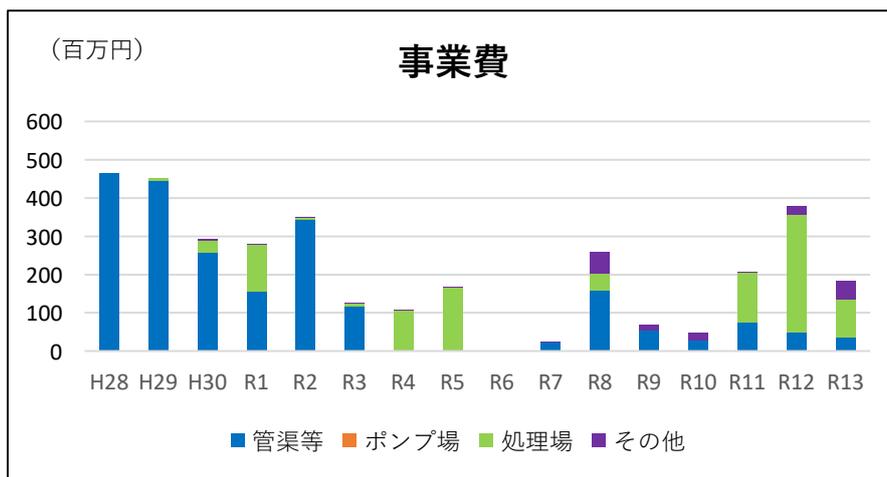
令和2年度迄は、公共と特環事業では管渠整備を中心に実施してきました。

令和2年度末の下水道処理人口普及率は、公共73.5%（公共+特環）、農集20.7%で計94.2%に達しています。今後は、事業が概成しているため、大幅に増加することはありません。

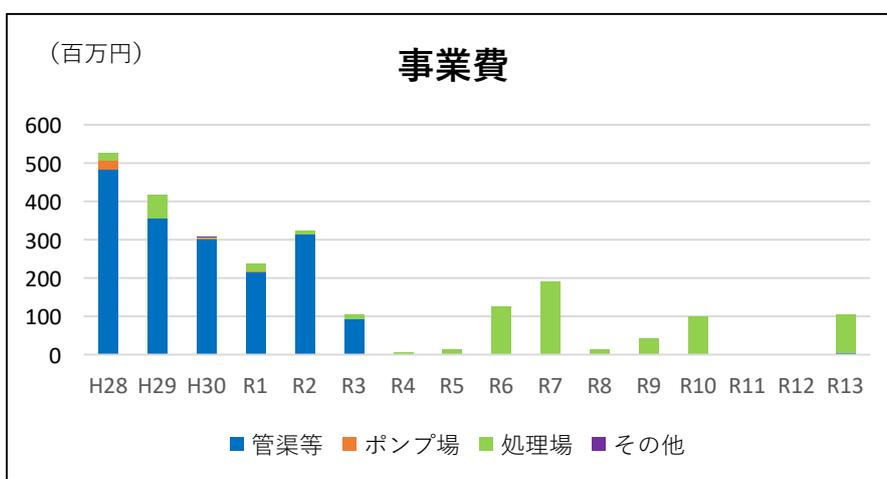
今後発生する事業費は、老朽化している施設の改築・更新や公共・特環への農集の統廃合に関する費用となります。公共、特環では、令和2年度策定のストックマネジメント計画に基づいて、東伯浄化センター、赤碕浄化センター、八幡中継ポンプ場の緊急度の高い施設の改築・更新を行っていきます。

また、管渠についても効率的な施設維持のためにストックマネジメント計画を立案する予定です。

#### ◆ 公共



#### ◆ 特環



#### ◆ 農集

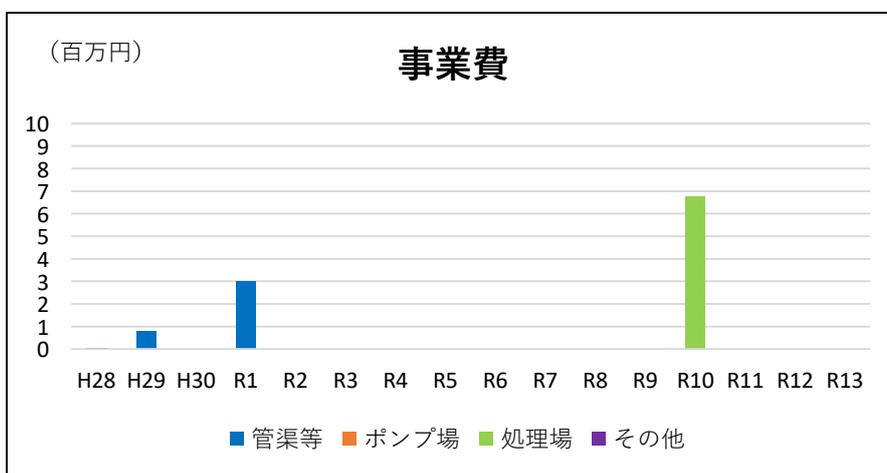


図-11 事業費（公共、特環、農集）

表-8 事業費（公共、特環、農集）

■事業費																	単位：千円
公共	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
管渠等	466,391	444,284	258,071	156,253	344,466	117,873				22,675	159,125	55,310	27,770	74,650	50,600	36,220	
ポンプ場																	
処理場		7,395	31,720	123,588	3,620	6,800	108,100	167,100			43,300			129,900	305,200	100,000	
その他			2,884	350	301	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	54,330	14,300	19,000	1,000	21,660	47,180	
計	466,391	451,679	292,675	280,191	348,387	125,673	109,100	168,100	1,000	23,675	256,755	69,610	46,770	205,550	377,460	183,400	
特環	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
管渠等	483,597	355,568	301,180	215,893	313,223	93,195										6,030	
ポンプ場	23,200	1,426	1,240	2,940													
処理場	19,000	59,939	2,202	17,807	8,980	10,600	7,300	14,000	127,500	191,700	14,300	42,800	100,000			100,000	
その他			2,840	350	301												
計	525,797	416,933	307,462	236,990	322,504	103,795	7,300	14,000	127,500	191,700	14,300	42,800	100,000			106,030	
農集	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
管渠等	20	778		3,010													
ポンプ場																	
処理場													6,740				
その他																	
計	20	778		3,010									6,740				

公共 1,441,420 千円  
 特環 603,630 千円  
 農集 6,740 千円  
 R4～13 計 2,051,790 千円

(4) 統廃合スケジュール

統廃合を行うスケジュールは、下に示すとおり、早期の統廃合による効果を発揮するために、令和4年度より計画見直しに着手し、令和8年度から工事を開始する予定です。

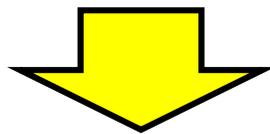
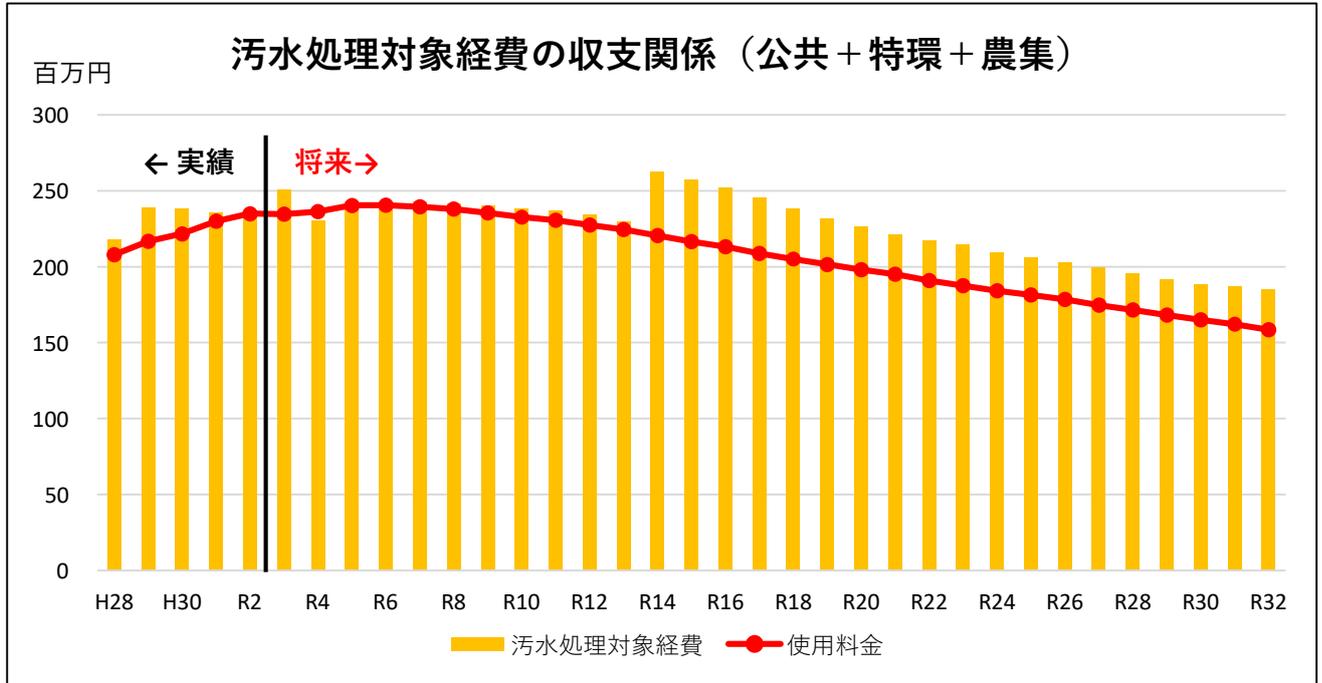
表-9 統廃合を行うスケジュール（予定）

年度	事業概要		
R4 ～ R5	全体計画の変更		
	事業計画の変更		
	都市計画関連図書作成		
	【事業認可】		
R6	平面図作成・基本設計		
R7～	詳細設計、工事予定は下記		
系統	対象事業	詳細設計	管渠、MP、処理場改築工事
東伯系統	倉坂	R7	R8～9
	伊勢崎	R7	R8～9
	川東	R7	R9～10
	古布庄東	R10	R11～12
	上郷	R10	R11～13
	古布庄北	R10	R12～13
	古布庄南	R13	R14～15
赤碕系統	以西	R13	R14～15
	山川木地	—	—

## (5) 対策の効果

農集の統廃合を早急に進めていくことで、農集施設の改築・更新費や維持管理費を削減できるため、将来的に汚水処理対象経費の回収が概ね見込める状況になると予測されます。

### ◆統廃合を実施しない場合の収支予測



### ◆統廃合を実施した場合の収支予測

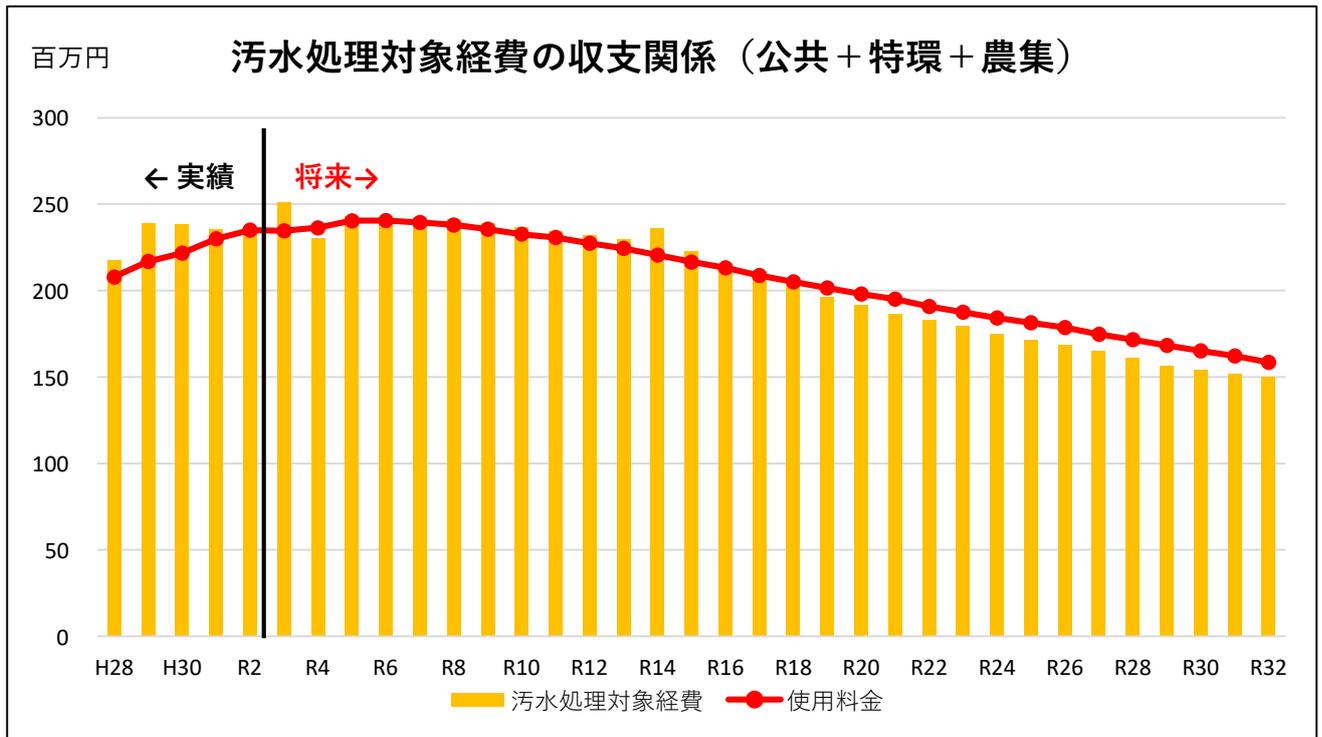


図-12 統廃合による効果

※R3以降については、法適用前の特別会計ベースで試算しています。

## (6) 現状と効率化に関するまとめ

管渠整備完了と改築・更新事業などにより、現在、起債償還のピークが訪れていますが、今後は起債償還費の減少と水洗化率の向上による収益の増加が見込まれるため経営はある程度安定していく予測となります。

ただし、公共、特環、農集の3事業ともに経営指標であります収益的収支比率または経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に関する経費が使用料などの収益で賄えていないため、一般会計からの繰入金で補填してる状況です。

そのため、収益的収支比率並びに経費回収率ともに100%確保を目指し、適正な使用料金への見直しと、汚水処理経費削減のため農集と公共下水道の統廃合を実施する等、汚水処理効率化を図ることで経営改善する必要があります。

また、老朽化施設の改築更新については、長期的なスパンで必要経費を算出し、計画的な投資を行うことが重要となります。

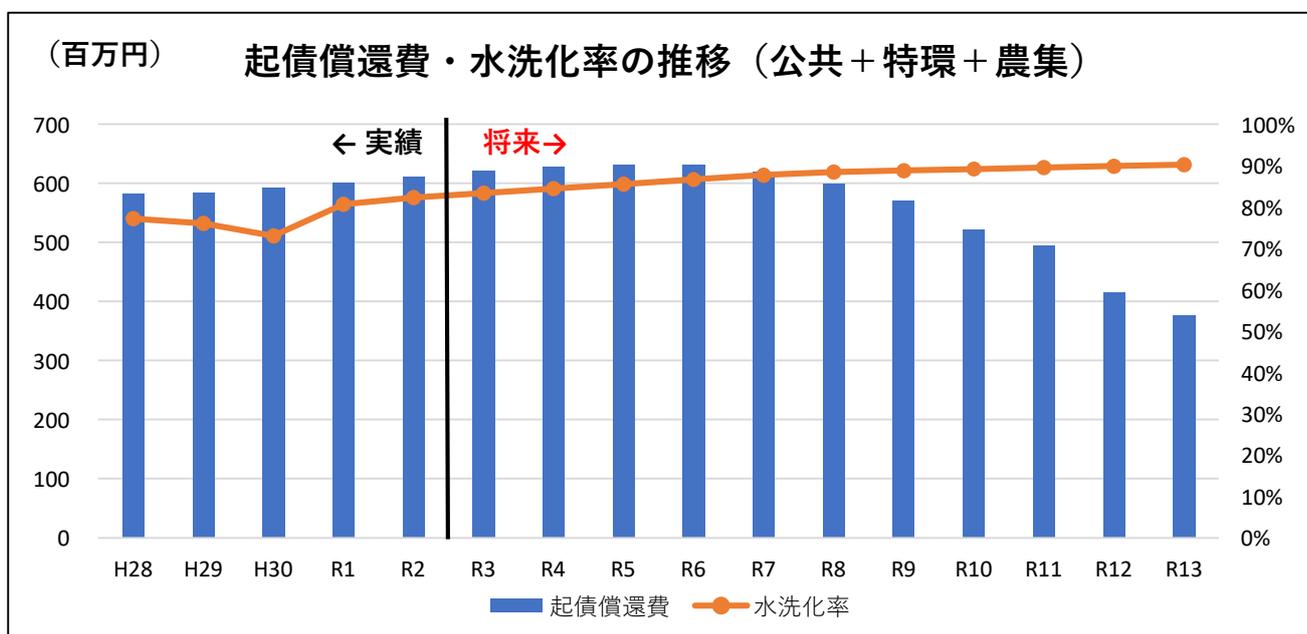


図-13 起債償還費・水洗化率の推移

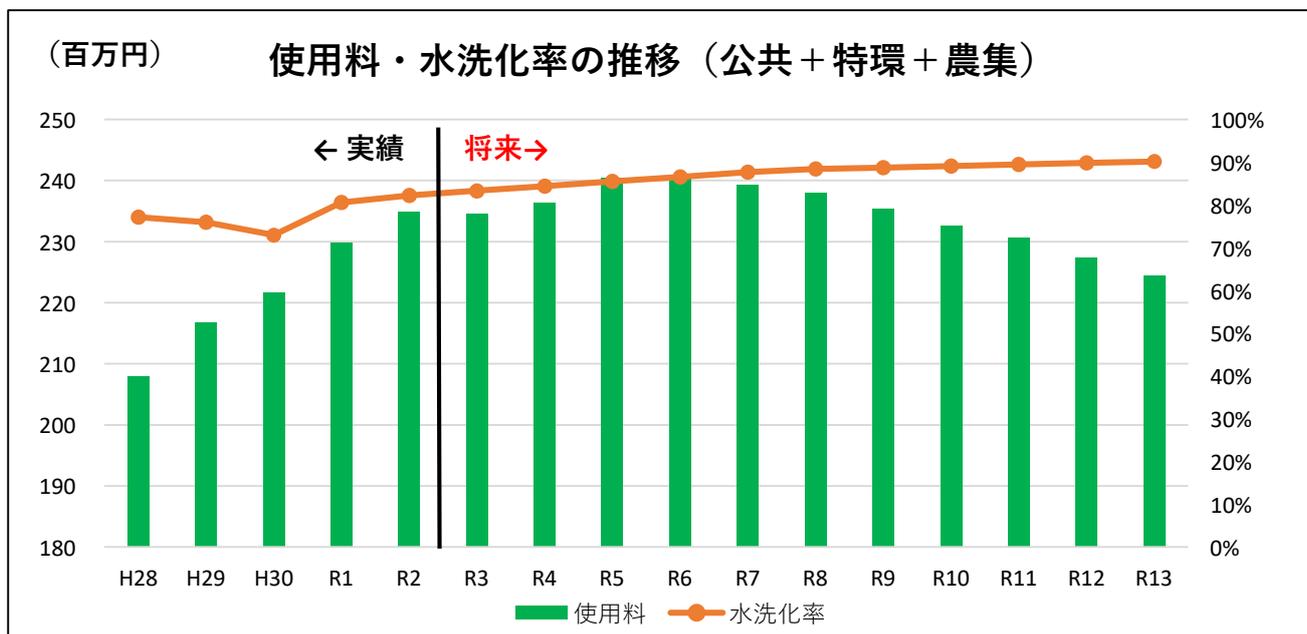


図-14 使用料・水洗化率の推移

## 5. 琴浦町の課題と対応方針

琴浦町における下水道事業の現状や経営分析結果をもとに、現状の課題を「ヒト」、「モノ」、「カネ」の3つでまとめると以下のとおりです。

分類	項目
ヒトの課題	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 事業運営のための人員確保</li><li>■ 公営企業会計移行に伴う会計事務の負担増加</li><li>■ 専門知識と技術の継承が必要</li></ul>
モノの課題	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 改築・更新費用の増大</li><li>■ 農集の統廃合実現</li><li>■ 効率的な施設の維持管理手法の確率</li></ul>
カネの課題	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 使用料収入の減少</li><li>■ 適正かつ公平な使用料金体系の検討</li><li>■ 改築・更新、統廃合事業の新規企業債発行額の増加</li></ul>

## 6. 経営の基本方針

琴浦町の現状と課題等を踏まえ、以下のとおりとしました。

琴浦町下水道事業は、公共、特環、農集の3事業を一体として事業効率化を図っていきます。

多く存在する農集施設を公共下水道へ統廃合することで、集中管理によるヒトの視点と、処理施設の有効利用などのモノの視点でも事業効率化を図ります。

統廃合に必要な投資費用の財源に関しては、必要な諸手続きにより、国庫補助対象、企業債発行等による負担額の低減と平準化を図ります。併せて、ストックマネジメント計画を基に、長期的なスパンで更新費用を算出し、効率的な投資を進めていきます。

また、起債残高は、今後は横ばいから減少傾向になりますが、一般会計繰入金に頼る必要があります。

下水道事業の経営健全化の観点から、人口減少等による使用料収入の減少に対して、適正な収入確保に関する検討を実施し、経費回収率100%を目指すことを基本方針とします。

## 7. 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収益的収支）

目標	<p>人口減少による下水道使用料収入の減少が予想されますが、施設の統廃合を推進することで、維持管理費の低減が図られます。</p> <p>しかし、本検討期間では、統廃合に着手、一部供用までとなり、大幅な事業効果が発現しない状況になります。</p> <p>一部資金不足となる見通しとなるため、基準外繰入金を減らすためにも、下水道使用料金体系の改定の検討を行います。</p>
----	--

#### 取組み

- 下水道使用料収入が減少していくことが予想されるため、下水道使用料の見直し検討を実施します。
- 企業債は、償還のピークを迎えており、過年度分については減少していく見込みです。しかし、統廃合や改築・更新の新たな企業債も必要となるため、計画的な投資計画となるよう留意する必要があります。
- 基準外繰入金は、当面発生する見込みですが、減少の方向となるよう改善を行います。
- 資産の有効活用等による収入増は、現在予定していませんが、必要に応じて検討を行います。

### (2) 投資・財政計画（資本的収支）

目標	<p>整備の概成は達成していますが、計画的な改築・更新事業並びに農業集落排水の統廃合事業を計画的に実施することで、公共、特環、農集を一体として、コスト縮減につなげることを目標とします。</p>
----	--

#### 取組み

- 管渠、処理場等の改築・更新について投資を平準化するため、建設スケジュールをもとに計画的に実施します。また、統廃合に関する投資も合わせて行います。
  - ◆ 公共（対象施設：管渠及び処理場等、時期：R4～R13、投資額：1,441百万円）
  - ◆ 特環（対象施設：管渠、中継ポンプ場及び処理場等、時期：R4～R13、投資額：604百万円）
  - ◆ 農集（対象施設：処理施設、時期：R4～R13、投資額：6.7百万円）（表-8参照）
- 広域化・共同化・最適化、民間の活力の活用は、県が策定する「広域化・共同化計画」の検討結果を踏まえ、適切に検討します。

## (3) 投資・財政計画 (その1)

総務省様式 (法非適用企業)

## ◆ 公共

【公共】 (単位:千円, %)

区 分		年 度		R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	263,069	261,306	291,774	307,804	298,312	304,661	310,777	315,660	329,824	340,982	339,179	328,515	316,860		
	(1) 営 業 収 益 (B)	102,583	104,574	106,969	114,502	115,670	116,499	116,610	116,079	128,760	129,987	128,434	133,975	134,239		
	ア 料 金 収 入	102,573	104,551	106,969	114,502	115,670	116,499	116,610	116,079	128,760	129,987	128,434	133,975	134,239		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ウ そ の 他	10	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 営 業 外 収 益	160,486	156,732	184,805	193,302	182,642	188,162	194,167	199,581	201,064	210,995	210,745	194,540	182,621		
	ア 他 会 計 繰 入 金	157,581	154,493	169,812	170,715	182,642	188,162	194,167	199,581	201,064	210,995	210,745	194,540	182,621		
	イ そ の 他	2,905	2,239	14,993	22,587	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 総 費 用 (D)	117,993	105,525	118,784	110,544	118,810	117,060	114,067	110,816	108,347	112,840	110,697	107,574	110,069		
	(1) 営 業 費 用	59,283	49,192	64,011	58,071	68,173	68,914	69,336	69,486	69,078	76,806	78,032	77,516	81,372		
	ア 職 員 給 与 費	5,879	3,137	5,744	5,961	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465		
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	イ そ の 他	53,404	46,055	58,267	52,110	61,708	62,449	62,871	63,021	62,613	70,341	71,567	71,051	74,907		
	(2) 営 業 外 費 用	58,710	56,333	54,773	52,473	50,637	48,146	44,731	41,330	39,269	36,034	32,665	30,058	28,697		
ア 支 払 利 息	58,710	56,333	54,773	52,473	50,637	48,146	44,731	41,330	39,269	36,034	32,665	30,058	28,697			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	145,076	155,781	172,990	197,260	179,502	187,601	196,710	204,844	221,477	228,142	228,482	220,941	206,791			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	282,655	355,804	128,472	43,446	170,329	2,894	25,940	258,999	69,610	46,770	205,550	377,460	183,400		
	(1) 地 方 債	136,700	192,100	68,700	23,500	83,200	100	11,588	154,993	41,455	32,385	102,775	199,060	114,790		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 他 会 計 補 助 金	15,050	21,738	4,518	0	2,229	1,894	2,265	2,244	0	0	0	0	0		
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	121,441	132,312	47,310	10,500	83,200	100	11,587	101,662	28,155	14,385	102,775	178,400	68,610		
	(6) 工 事 負 担 金	9,464	9,654	7,944	9,446	1,700	800	500	100	0	0	0	0	0		
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	425,267	501,907	294,879	228,432	295,608	360,072	227,127	486,873	307,847	336,844	295,992	428,292	384,635		
	(1) 建 設 改 良 費	280,191	348,387	130,670	48,952	113,877	170,577	28,152	279,785	98,440	123,890	82,767	229,840	202,430		
	ウ ち 職 員 給 与 費	9,050	9,203	8,500	10,088	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	145,076	153,520	162,515	172,034	181,731	189,495	198,975	207,088	209,407	212,954	213,225	198,452	182,205		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	1,694	7,446	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 142,612	△ 146,103	△ 166,407	△ 184,986	△ 125,279	△ 357,178	△ 201,187	△ 227,874	△ 238,237	△ 290,074	△ 90,442	△ 50,832	△ 201,235			

投資・財政計画（その2）

総務省様式（法非適用企業）

◆ 公共

【公共】 R01 R02 R03 (単位:千円, %)

区 分	年 度	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	2,464	9,678	6,583	12,274	54,223	△ 169,577	△ 4,477	△ 23,030	△ 16,760	△ 61,932	138,040	170,110	5,556
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	6,258	8,722	9,577	16,160	28,434	82,657	△ 86,920	△ 91,397	△ 114,427	△ 131,187	△ 193,119	△ 55,079	115,030
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	8,722	18,400	16,160	28,434	82,657	△ 86,920	△ 91,397	△ 114,427	△ 131,187	△ 193,119	△ 55,079	115,030	120,587
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	104,942	159,990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒 字 (P)	2,076	5,209	16,160	28,434	82,657	0	0	0	0	0	0	115,030	120,587
	(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	86,920	91,397	114,427	131,187	193,119	55,079	0	0
赤 字 比 率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74.6	78.4	98.6	101.9	148.6	42.9	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	100.0	100.9	103.7	108.9	99.3	99.4	99.3	99.3	103.8	104.7	104.7	107.3	108.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額	(R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	102,583	104,574	106,969	114,502	115,670	116,499	116,610	116,079	128,760	129,987	128,434	133,975	134,239
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	3,691,725	3,730,305	3,636,490	3,487,956	3,389,425	3,200,030	3,012,643	2,960,548	2,792,596	2,612,027	2,501,578	2,502,186	2,434,771

○他会計繰入金

区 分	年 度	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)										
収 益 的 収 支 分		157,581	154,493	169,812	170,715	182,642	188,162	194,167	199,581	201,064	210,995	210,745	194,540	182,621
	うち 基準内繰入金	157,581	154,493	169,812	170,715	182,642	188,162	194,167	199,581	201,064	210,995	210,745	194,540	182,621
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		15,050	21,738	4,518	0	2,229	1,894	2,265	2,244	0	0	0	0	0
	うち 基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準外繰入金	15,050	21,738	4,518	0	2,229	1,894	2,265	2,244	0	0	0	0	0
合 計		172,631	176,231	174,330	170,715	184,871	190,056	196,432	201,825	201,064	210,995	210,745	194,540	182,621

投資・財政計画（その1）

総務省様式（法非適用企業）

◆ 特環

【特環】 R01 R02 R03 (単位:千円, %)

年 度		R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	240,506	247,970	250,915	258,042	272,552	277,898	283,965	288,714	284,677	272,845	256,954	227,867	221,000
	(1) 営 業 収 益 (B)	80,412	82,562	81,453	76,334	82,055	81,888	81,403	81,106	80,770	80,268	80,096	79,467	78,853
	ア 料 金 収 入	80,402	82,540	81,453	76,334	82,055	81,888	81,403	81,106	80,770	80,268	80,096	79,467	78,853
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	10	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	160,094	165,408	169,462	181,708	190,497	196,010	202,562	207,608	203,907	192,577	176,858	148,400	142,147
	ア 他 会 計 繰 入 金	157,230	163,330	169,462	181,708	190,497	196,010	202,562	207,608	203,907	192,577	176,858	148,400	142,147
	イ そ の 他	2,864	2,078	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	101,447	99,046	103,000	91,678	100,083	97,433	95,083	93,090	90,117	87,392	84,982	82,415	80,154
	(1) 営 業 費 用	51,288	50,920	56,357	47,124	57,993	58,235	58,286	58,453	58,582	58,751	58,765	58,856	58,834
	ア 職 員 給 与 費	4,950	4,126	5,054	5,298	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465	6,465
	うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	46,338	46,794	51,303	41,826	51,528	51,770	51,821	51,988	52,117	52,286	52,300	52,391	52,369
	(2) 営 業 外 費 用	50,159	48,126	46,643	44,554	42,090	39,198	36,796	34,637	31,535	28,641	26,217	23,559	21,320
ア 支 払 利 息	50,159	48,126	46,643	44,554	42,090	39,198	36,796	34,637	31,535	28,641	26,217	23,559	21,320	
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	139,059	148,924	147,915	166,364	172,469	180,465	188,882	195,624	194,560	185,453	171,972	145,452	140,846	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	240,589	321,932	97,559	36,895	22,512	135,996	200,196	22,796	51,296	108,496	8,496	8,503	114,526
	(1) 地 方 債	124,000	190,900	55,500	12,050	10,330	67,580	99,780	11,280	25,630	54,230	4,230	4,230	57,245
	うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	15,848	8,845	7,782	0	16	0	0	0	0	0	0	7	0
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	87,989	111,868	28,550	13,400	10,330	67,580	99,780	11,280	25,630	54,230	4,230	4,230	57,245
	(6) 工 事 負 担 金	12,752	10,319	5,691	11,409	1,800	800	600	200	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
	2 資 本 的 支 出 (G)	376,049	469,464	249,328	216,340	180,945	208,508	319,732	402,682	203,006	237,301	287,127	153,919	291,794
	(1) 建 設 改 良 費	236,990	322,504	92,250	52,334	8,460	28,260	130,860	207,060	8,460	51,860	115,390	8,460	150,960
	うち 職 員 給 与 費	13,238	4,911	5,481	5,768	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	139,059	146,960	155,697	164,006	172,485	180,248	188,872	195,622	194,546	185,441	171,737	145,459	140,834
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	1,381	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 135,460	△ 147,532	△ 151,769	△ 179,445	△ 158,433	△ 72,512	△ 119,536	△ 379,886	△ 151,710	△ 128,805	△ 278,631	△ 145,416	△ 177,268	

投資・財政計画（その2）

総務省様式（法非適用企業）

◆ 特環

【特環】

(単位:千円, %)

区 分	年 度	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	3,599	1,392	△ 3,854	△ 13,081	14,036	107,953	69,346	△ 184,263	42,850	56,648	△ 106,659	36	△ 36,421
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	6,388	9,987	11,379	7,525	△ 5,556	8,480	116,433	185,779	1,516	44,366	101,014	△ 5,645	△ 5,609
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,987	11,379	7,525	△ 5,556	8,480	116,433	185,779	1,516	44,366	101,014	△ 5,645	△ 5,609	△ 42,030
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	104,378	136,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒 字 (P)	3,929	4,368	7,525	0	8,480	116,433	185,779	1,516	44,366	101,014	0	0	0
(N)-(O)	赤 字 (Q)	0	0	0	5,556	0	0	0	0	0	0	5,645	5,609	42,030
赤 字 比 率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	7.1	53.3
収 益 的 収 支 比 率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	100.0	100.8	97.0	100.9	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.1	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額	(R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	80,412	82,562	81,453	76,334	82,055	81,888	81,403	81,106	80,770	80,268	80,096	79,467	78,853
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	3,320,596	3,364,536	3,264,339	3,112,383	2,950,228	2,837,560	2,748,468	2,564,125	2,395,209	2,263,998	2,096,491	1,955,262	1,871,674

○他会計繰入金

区 分	年 度	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)										
収 益 的 収 支 分		157,230	163,330	169,462	181,708	190,497	196,010	202,562	207,608	203,907	192,577	176,858	148,400	142,147
うち 基準内繰入金		157,230	163,330	169,462	181,708	190,497	196,010	202,562	207,608	203,907	192,577	176,858	148,400	142,147
うち 基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		15,848	8,845	7,782	0	16	0	0	0	0	0	0	7	0
うち 基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち 基準外繰入金		15,848	8,845	7,782	0	16	0	0	0	0	0	0	7	0
合 計		173,078	172,175	177,244	181,708	190,513	196,010	202,562	207,608	203,907	192,577	176,858	148,407	142,147

投資・財政計画（その1）

総務省様式（法非適用企業）

◆ 農集

【農集】 (単位:千円, %)

区 分		年 度		R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	196,455	197,759	188,623	192,249	182,137	174,798	157,865	153,089	116,373	85,034	81,023	37,094	19,262		
	(1) 営 業 収 益 (B)	46,886	47,751	46,171	45,464	42,647	42,105	41,318	40,792	25,915	22,324	22,106	13,958	11,329		
	ア 料 金 収 入	46,886	47,751	46,171	45,464	42,647	42,105	41,318	40,792	25,915	22,324	22,106	13,958	11,329		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 営 業 外 収 益	149,569	150,008	142,452	146,785	139,490	132,693	116,547	112,297	90,458	62,710	58,917	23,136	7,933		
	ア 他 会 計 繰 入 金	149,569	150,005	142,450	146,783	139,490	132,693	116,547	112,297	90,458	62,710	58,917	23,136	7,933		
	イ そ の 他	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 総 費 用 (D)	79,911	81,267	75,735	77,079	69,793	65,842	62,067	58,910	44,827	35,888	33,156	25,509	19,907		
	(1) 営 業 費 用	39,886	45,277	43,762	49,454	47,425	47,286	46,920	46,774	35,319	28,525	27,420	21,253	16,661		
ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151			
ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	39,886	45,277	43,762	49,454	44,274	44,135	43,769	43,623	32,168	25,374	24,269	18,102	13,511			
(2) 営 業 外 費 用	40,025	35,990	31,973	27,625	22,368	18,556	15,147	12,136	9,508	7,363	5,736	4,256	3,246			
ア 支 払 利 息	38,986	34,851	30,708	26,459	22,368	18,556	15,147	12,136	9,508	7,363	5,736	4,256	3,246			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	1,039	1,139	1,265	1,166	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	116,544	116,492	112,888	115,170	112,344	108,956	95,798	94,179	71,546	49,146	47,867	11,585	△ 645			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	58,283	77,586	62,560	58,562	56,306	53,954	55,441	41,458	43,503	39,944	32,543	40,698	43,292		
	(1) 地 方 債	300	15,300	2,400	0	0	0	0	0	0	3,400	0	0	0		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 他 会 計 補 助 金	55,707	62,098	59,850	58,489	56,306	53,954	55,441	41,458	43,503	34,544	32,543	40,698	43,292		
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0		
	(6) 工 事 負 担 金	170	188	310	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(7) そ の 他	2,106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	173,927	187,860	174,311	172,872	168,650	162,910	151,239	135,637	115,049	90,430	80,444	52,317	42,681		
(1) 建 設 改 良 費	3,358	15,324	0	0	0	0	0	0	0	6,740	0	0	0			
ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	170,419	172,410	174,001	172,872	168,650	162,910	151,239	135,637	115,049	83,690	80,444	52,317	42,681			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	150	126	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 115,644	△ 110,274	△ 111,751	△ 114,310	△ 112,344	△ 108,956	△ 95,798	△ 94,179	△ 71,546	△ 50,486	△ 47,901	△ 11,619	611			

投資・財政計画（その2）

総務省様式（法非適用企業）

◆ 農集

【農集】

年 度		(単位:千円, %)													
		R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	
区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)											
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	900	6,218	1,137	860	0	0	0	0	0	0	△ 1,340	△ 34	△ 34	△ 34
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	1,425	2,325	3,857	4,994	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	4,514	4,480	4,446
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,325	8,543	4,994	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	4,514	4,480	4,446	4,412
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	20,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒字 (P)	2,025	3,858	4,994	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	5,854	4,514	4,480	4,446	4,412
	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	78.5	78.0	75.5	76.9	76.4	76.4	74.0	78.7	72.8	71.1	71.3	47.7	30.8	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額	(R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	46,886	47,751	46,171	45,464	42,647	42,105	41,318	40,792	25,915	22,324	22,106	13,958	11,329	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)														
地 方 債 残 高	(X)	1,639,104	1,481,994	1,310,393	1,137,521	968,871	805,961	654,722	519,085	404,036	323,746	243,302	190,985	148,304	

○他会計繰入金

年 度														
		R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)										
収 益 的 収 支 分		149,569	150,005	142,450	146,783	139,490	132,693	116,547	112,297	90,458	62,710	58,917	23,136	7,933
	うち基準内繰入金	149,569	150,005	142,450	146,783	139,490	132,693	116,547	112,297	90,458	62,710	58,917	23,136	7,933
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		55,707	62,098	59,850	58,489	56,306	53,954	55,441	41,458	43,503	34,544	32,543	40,698	43,292
	うち基準内繰入金	53,875	55,063	57,241	58,489	56,120	53,547	54,564	40,259	27,628	15,285	13,296	13,535	13,535
	うち基準外繰入金	1,832	7,035	2,609	0	186	407	876	1,199	15,874	19,260	19,247	27,163	29,757
合 計		205,276	212,103	202,300	205,272	195,796	186,647	171,988	153,755	133,961	97,254	91,460	63,834	51,225

#### (4) 投資以外の経費について

現在は、予定していませんが、必要に応じて検討を実施します。

### 8. 投資・財政計画に未反映の取り組みや今後の検討予定について

#### (1) 今後の投資についての考え方

項目	内容
広域化・共同化・最適化に関する指標	県で策定中（R4完了予定）の検討結果も踏まえて、詳細検討を実施します。 町内では、公共下水道に農業集落排水を統合し、経費節減に努めます。
投資の平準化に関する事項	浄化センター及び中継ポンプ場等の改築・更新事業は、令和2年度策定のストックマネジメント計画に基づいて、投資の平準化を図ります。 また、管渠の点検調査や農業集落排水施設の統廃合についても平準化を図りながら事業推進を図ります。
民間活力の活用に関する事項	投資、維持管理の効率化を考慮し、必要に応じて、経費節減効果を確認したうえで導入の検討を行います。
その他の取り組み	必要に応じて検討を実施します。

#### (2) 今後の財源についての考え方

項目	内容
使用料の見直しに関する事項	農業集落排水の統廃合等、汚水処理原価の低減を図りますが、経費回収率等の指標に基づき、適正な使用料への変更を検討します。 また、少なくとも5年に1度、使用料金の見直しについて検証を行います。
資産活用による収入増加の取り組みについて	必要に応じて検討を実施します。
その他の取り組み	必要に応じて検討を実施します。

(3) 投資以外の経費についての考え方

項目	内容
民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	収支計画に対する今後の実績を踏まえ、必要に応じて検討します。
職員給与費に関する事項	本町の下水事業は、地方公営企業法の一部適用（予定）であるため、町全体での人員計画を反映します。
動力費に関する費用	収支計画に対する今後の実績を踏まえ、必要に応じて検討します。
薬品費に関する費用	収支計画に対する今後の実績を踏まえ、必要に応じて検討します。
修繕費に関する費用	収支計画に対する今後の実績を踏まえ、必要に応じて検討します。
委託費に関する費用	収支計画に対する今後の実績を踏まえ、必要に応じて検討します。
その他の取り組み	<p>琴浦町では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組みを開始したところであります。</p> <p>その推進方針に従い、下水道事業においてもSDGsの理念や国の動向等を踏まえながら、各製作・取組を実施するとともに、関連の深い分野別計画等と連携を図ることで、SDGs達成に向けた取組の推進を担っていく予定です。</p>



## 第3章 フォローアップ

### 第3章 フォローアップ

#### 1. 経営戦略の進捗管理

経営戦略（計画）に基づき事業を進めていきます（実施）。本町では、経営分析表等のKPI指標を毎年確認することにより、進捗管理（モニタリング）を実施します。

また、中間年次又は最終年度に総括（評価）するとともに、必要に応じて、見直し（改善）を行います。



#### 2. 重要業務指標（KPI指標）の設定とモニタリング

各施策の達成状況を分かりやすい形で示すため「ヒト」、「モノ」、「カネ」の3つの分類から、本町の下水道事業として特に重要と思われる指標を抽出し、10年後の目標値を設定しました。

今後、目標達成に向けて事業を実施しながら、進捗管理で掲げた方法により、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、進捗が悪い場合は、原因を特定するとともに、改善を随時進めてきます。

区分	No	KPI	単位	算出式	説明	令和3年実績値	令和8年実績値	令和13年実績値	令和13年目標値	参考令和2年
ヒト	1	職員1人あたり下水道使用料収入	千円/人	使用料収入額/職員数	職員数に対する使用料収入の割合を示す指標				37,400	39,140
	2	維持管理費民間委託率	%	維持管理委託費/維持管理費	民間委託が進んでいることを判断する指標				30%	22.20%
モノ	3	有収率	%	年間有収水量/年間汚水処理水量	汚水処理水量に対する有収水量の割合を示す指標				100	100
	4	水洗化率	%	現在水洗化設置済み人口/現在処理区内人口	水洗化人口の処理区内人口に対する割合を示す指標				90	78.9
	5	管渠改善率	%	改善管渠延長/下水管布設延長	管渠改善延長の総管渠延長に対する割合を示す指標				1	-
	6	下水道人口普及率	%	現在処理区域内人口/行政区内人口	整備人口の行政区内人口に対する割合を示す指標				97.5	94.2
	7	施設利用率（日平均）	%	現在晴天時平均処理水量/現在処理能力（晴天時）	施設の利用状況を総合的に判断する上で重要な指標				55	48.2
カネ	8	汚水処理原価	円/m3	汚水処理費/年間有収水量	有収水量1m3あたりの汚水処理に要した費用（資本費+維持管理費）				180	225.5
	9	経費回収率	%	使用料収入/汚水処理費	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかの表した指標				100	97.2
	10	収益的収支比率	%	純収益 / (総費用 + 地方債償還金)	料金収入や一般会計から繰入金等の総収益で、総費用をどの程度賄えているかを表す指標				100	100
	11	企業債残高対事業規模比率	-	(地方債現在高合計 - 一般会計負担額) / (営業収益 - 受託工事収益)	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標				20	36.5
	12	繰入金比率（基準外）	%	基準外繰入金/総繰入金（損益勘定繰入金 + 資本勘定繰入金）	繰入金に対する基準外繰入金の割合を示した指標				0	-



## 第4章 用語集

## 第4章 用語集

No	用語	よみ	説明
1	い 委託費	いたくひ	包括的民間委託や点検・調査・清掃などの委託にかかる費用。
2	一般会計繰入金	いっばんかいけいくりいれきん	公営企業の目的である事業の遂行に必要な財源として、一般会計から繰り入れられた資金。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
3	お オキシデーションディッチ法	おきしてーしょんでいっちほう	長円形・円形・馬蹄形などの周回路に下水を注入し、機械攪拌で循環させながら処理する方法で、最初沈殿池は設置しません。流入下水の量・質の変動に影響を受けにくく、維持管理が容易ですが、広い敷地が必要であることから地方都市などの規模の小さな処理場で多く採用されています。
4	汚水	おすい	一般家庭、事業所、事業場(耕作の事業を除く)、工場等から生活、営業ならびに生産活動によって排出される排水。
5	管渠	かんきょ	汚水を排除するための下水道管。
6	汚水処理人口普及率	おすいしよりじんこうふきゅうりつ	下水道処理人口の他に農業集落排水による処理人口や合併処理浄化槽による処理人口を足した値を、行政人口で除した値。
7	か 改築・更新	かいちくこうしん	改築一施設の全部または一部を再建設あるいは取替えを行うこと。更新一耐用年数に達した施設や設備の再建設あるいは取替えを行うこと。
8	き 企業会計	きぎょうかいけい	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生の実に基づいて経理し(発生主義)、その年度の事業活動に係るもの(収益的収支)と翌年度以降の事業活動の基になるもの(資本的収支)とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。
9	企業債	きぎょうさい	地方公共団体が建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債であり、民間企業における社債及び長期借入金に当たるもの。
10	基準外繰入金	きじゅんがいくりいれきん	公営企業の財源不足を補てんするための、基準内繰入金以外の経費を対象とした繰入金。
11	基準内繰入金	きじゅんないくりいれきん	一般会計が本来負担(繰出)すべき経費の考え方を、総務省が「繰出基準」として示している基準に基づくもの。
12	供用開始	きょうようかいし	下水道の使用が可能となること。
13	行政区域内人口	ぎょうせいいくいきないじんこう	町に住民票の登録のある人口のこと。
14	け 下水道処理人口普及率	げすいどうしよりじんこうふきゅうりつ	住民のうち下水道を使用できる人口の割合で、下水道整備が進むほど高い値となる。
15	こ 広域化・共同化・最適化	こういきか・きょうどうか・さいてきか	効率的な下水道整備を促進するとともに下水道事業の経営健全化・効率化等を図るための取組。
16	公営企業会計	こうえいきぎょうかいけい	地方公共団体が直接、公共の利益を目的として経営する企業(水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業など)が行う会計。
17	公共下水道(公共)	こうきょうげすいどう	下水道事業のうち、主として市街化区域における下水を排除、または処理するために市町村が管理する下水道。
18	し 実質的な使用料	じっしつてきなしょうりょう	料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に2.0mを乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)
19	資本的収支	しほんてきしゅうし	主に下水道施設を整備するのに係る経費とその財源。
20	収益的収支	しゅうえきてきしゅうし	主に維持管理に係る経費とその財源。主な財源は下水道使用料。
21	重要業務指標(KPI指標)	じゅうようぎょうむしひょう	業務を定量的に把握し、評価するための指標であり、本町が上下水道事業において、重要と考えるもの。
22	使用料	しょうりょう	下水道管や処理施設等を維持管理していくためのほか、減価償却費等の下水道の管理運営に必要な費用を、下水道利用者にお支払いいただくもの。
23	条例上の使用料	じょうれいじょうのしょうりょう	一般家庭における2.0mあたりの使用料。
24	処理区域内人口	しよりくいきないじんこう	下水道が使用できる区域(※下水道工事が完了し、供用開始された区域)に住んでいる人の数。
25	処理区域内人口密度	しよりくいきないじんこうみつど	処理区域内面積1ha当たりの処理区域内人口。下水道事業において、経営効率を示す指標。
26	す 水洗化	すいせんか	し尿を水とともに下水道に流下させる状態にすること。下水道を使用できる環境で、実際に使用している箇所。
27	ストックマネジメント計画	すどっくまねじめんとけいかく	適切な維持管理による下水道サービスの維持、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減、さらには、機能高度化のための投資とその平準化を検討することです。
28	た ダウンサイジング	だうんさいじんぐ	ものごとの規模を小さくすること。下水道施設では、人口減少に伴う流入水量の減や、広域化、技術進歩に伴い、施設更新などの際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
29	と 特定環境保全公共下水道(特環)	とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう	公共下水道のうち、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行される下水道及び、処理対象人口が概ね1000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される下水道。
30	ね 年間処理水量	ねんかんしよりすいりょう	浄化センターに流入した水量の1年間の合計値。
31	の 農業集落排水事業(農集)	のうぎょうしゅうらくはいすいじぎょう	農林水産省所管の農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水を処理する施設を有する、下水道事業のうちの一つ。
32	農業集落排水施設	のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ	農林水産省所管の農業集落における農業用水の水質保全などを目的として、し尿、生活排水等の汚水を処理する施設。
33	ふ 分流式	ぶんりゅうしき	汚水と雨水を別々の管路系統で排除する方式。
34	ほ 法非適用	ほうひてきょう	地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のもの。
35	ポンプ場	ぼんぷじょう(ちゅうけいぼんぷじょう)	地形、構造物の立地または管路の状態など、諸条件に応じたポンプ圧送方式により水を送る設備を設置した施設。
36	ま マンホールポンプ	まんほーるぼんぷ	下水道は自然流下で汚水を処理場に送るため、次第に深度が深くなり工事費がかさむ場合や、地形的に自然流下が困難な場合などに平地に汲み上げるための装置。道路内のマンホールに設置するポンプシステム。
37	ゆ 有収水量	ゆうしゅうすいりょう	料金徴収の対象となる水量で、主に水道の検針を基にした水量です。
38	り 流域下水道	りゅういきげすいどう	2以上の市町村から下水を処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から構成されている。事業主体は原則として都道府県。

# 琴浦町下水道事業経営戦略

令和4年度～令和13年度

令和3年度発行

鳥取県琴浦町 上下水道課